

資料編

1 環境に関する統計データ

大気

一般環境大気測定局（高花）

地点名	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	環境基準値
二酸化窒素 【日平均値の年間 98% 値】	0.042	0.040	0.033	0.032	0.034	0.060ppm 以下 (環境基準値) 0.040ppm 以下 (千葉県環境目標値)
二酸化硫黄 【日平均値の 2% 除外値】	0.012	0.016	0.014	0.015	0.008	0.040ppm 以下
浮遊粒子状物質 【日平均値の 2% 除外値】	0.075	0.076	0.082	0.065	0.074	0.100mg/m ³ 以下
光化学オキシダント (光化学スモッグ) 【昼間の 1 時間値が 0.06ppm 以上の日数】	132	102	85	90	101	0.06ppm 以下
光化学オキシダント(光化学スモッグ)緊急時発令回数	12	6	4	15	13	0.12ppm 以上の濃度となった場合に発令

備考) 光化学オキシダント(光化学スモッグ)緊急時発令 (注意報: 0.12ppm 以上、警報: 0.24ppm 以上、重大緊急報: 0.40ppm 以上)

資料: 千葉県「平成 17 年度大気環境常時測定結果」

水質

河川（印旛沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	環境基準値
神崎川 (大正橋) 【A 類型】	水素イオン濃度		7.48	7.73	7.63	7.60	7.50	6.5 ~ 8.5
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	1.6	2.0	1.3	2.3	1.3	2 以下
	溶存酸素量 (DO)	mg/l	7.88	9.18	8.70	8.30	8.10	7.5 以上
	浮遊物質 (SS)	mg/l	17.0	11.5	23.0	10.0	10.0	25 以下
	全窒素	mg/l	1.590	1.535	1.873	1.640	1.600	
	全りん	mg/l	0.0560	0.0800	0.0883	0.0810	0.0900	
師戸川 (草深) 【B 類型】	水素イオン濃度		6.98	7.08	7.00	7.10	6.80	6.5 ~ 8.5
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	4.2	7.0	3.4	3.5	4.6	3 以下
	溶存酸素量 (DO)	mg/l	4.25	3.95	4.93	6.2	6.0	5 以上
	浮遊物質 (SS)	mg/l	10.5	16.5	10.3	12.0	6.0	25 以下
	全窒素	mg/l	3.223	4.398	3.680	3.930	2.550	
	全りん	mg/l	0.2273	0.2765	0.2810	0.1800	0.184	
戸神川 (武西橋)	水素イオン濃度		7.90	8.15	8.30	8.20	8.30	6.5 ~ 8.5
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	2.4	3.2	2.9	5.9	2.9	2 以下
	溶存酸素量 (DO)	mg/l	8.93	9.38	10.03	9.70	9.40	7.5 以上
	浮遊物質 (SS)	mg/l	9.8	12.5	12.8	18.0	20.0	25 以下
	全窒素	mg/l	1.773	1.418	2.363	2.840	1.920	
	全りん	mg/l	0.0573	0.0828	0.0848	0.1240	0.1260	

戸神川は類型指定がされていないため、参考値として A 類型の基準と比較した。

資料: 生活環境課

河川(手賀沼水系)

河川名 (地点名)	分析項目	単位	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	環境基準値
亀成川 (亀成橋) 【B 類型】	水素イオン濃度		7.60	7.58	7.63	7.70	7.60	6.5 ~ 8.5
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	1.8	1.4	1.5	2.2	1.6	3 以下
	溶存酸素量 (DO)	mg/l	8.28	6.98	7.70	8.30	8.40	5 以上
	浮遊物質 (SS)	mg/l	9.5	10.0	6.0	17.0	11.0	25 以下
	全窒素	mg/l	2.680	2.330	2.760	2.720	2.460	
	全りん	mg/l	0.0658	0.0765	0.0553	0.0640	0.0850	
弁天川 (中央公民館前)	水素イオン濃度		8.38	8.33	8.23	8.60	8.50	6.5 ~ 8.5
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	8.1	5.1	3.8	5.6	4.8	3 以下
	溶存酸素量 (DO)	mg/l	9.53	9.63	8.85	11.6	12.1	5 以上
	浮遊物質 (SS)	mg/l	33.5	31.5	26.3	24.0	27.0	25 以下
	全窒素	mg/l	2.708	2.360	2.693	2.800	2.300	
	全りん	mg/l	0.2188	0.2085	0.1723	0.1560	0.1740	
浦部川 (松山橋)	水素イオン濃度		7.58	7.75	7.73	7.80	7.80	6.5 ~ 8.5
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	2.7	1.7	2.5	2.1	1.3	3 以下
	溶存酸素量 (DO)	mg/l	8.43	8.93	8.80	8.6	10.0	5 以上
	浮遊物質 (SS)	mg/l	10.5	10.8	13.8	12.0	18.0	25 以下
	全窒素	mg/l	4.000	3.860	4.403	4.100	3.890	
	全りん	mg/l	0.0913	0.0845	0.0910	0.0690	0.1080	

弁天川、浦部川は類型指定がされていないため、参考値として B 類型の基準と比較した。

資料：生活環境課

湖沼(COD)

湖 沼 名	年間 75% 値 (mg/l)					環境基準値 (mg/l)
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	
印旛沼	10	10	11	10	9.6	3 以下
手賀沼	13	10	9.8	10	9.3	5 以下

資料：千葉県「平成 17 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

湖沼(全窒素・全りん)

湖 沼 名	年平均値 (mg/l)					環境基準値 (mg/l)
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	
印旛沼(全窒素)	2.4	2.2	3.0	3.1	2.9	0.4 以下
(全りん)	0.11	0.11	0.12	0.13	0.11	0.03 以下
手賀沼(全窒素)	3.2	2.8	2.9	2.9	2.8	1 以下
(全りん)	0.23	0.20	0.17	0.18	0.17	0.1 以下

資料：千葉県「平成 17 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

地下水汚染

民家井戸

地 区	基準超過井戸			汚染確認年度
	汚染確認当初	平成 16 年度	平成 17 年度	
浦部地区	3 本	0 本	0 本	平成 5 年度
小林地区	1 本	0 本	0 本	平成 9 年度

資料：生活環境課

浦部地区地下水汚染浄化対策経年変化

浄化対策用井戸 No.4-3

(浄化開始年度 平成 13 年 6 月)

	平成 13 年 8 月	平成 14 年 12 月	平成 15 年 12 月	平成 16 年 12 月	平成 17 年 12 月	環境基準
テトラクロロエチレン (mg/l)	1.3	0.30	0.19	0.055	0.030	0.01
トリクロロエチレン (mg/l)	0.27	0.089	0.063	0.017	0.011	0.03
シス 1,2 ジクロロエチレン (mg/l)	1.3	0.92	0.84	0.33	0.17	0.04

備考) 公定分析結果を記載

資料：生活環境課

浄化対策用井戸 No.1-3

(浄化開始年度 平成 16 年 6 月)

	平成 13 年 8 月	平成 14 年 12 月	平成 15 年 12 月	平成 16 年 12 月	平成 17 年 12 月	環境基準
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005	0.0046	0.01
トリクロロエチレン (mg/l)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002	0.03
シス 1,2 ジクロロエチレン (mg/l)	0.21	0.070	0.042	0.17	0.14	0.04

備考) 公定分析結果を記載

資料：生活環境課

浄化対策用井戸 No.2-3

(浄化開始年度 平成 16 年 6 月)

	平成 13 年 8 月	平成 14 年 12 月	平成 15 年 12 月	平成 16 年 12 月	平成 17 年 12 月	環境基準
テトラクロロエチレン (mg/l)	-	-	-	0.021	0.010	0.01
トリクロロエチレン (mg/l)	-	-	-	0.008	0.003	0.03
シス 1,2 ジクロロエチレン (mg/l)	-	-	-	0.38	0.17	0.04

備考) 公定分析結果を記載

資料: 生活環境課

浄化対策用井戸 No.2-4

(浄化開始年度 平成 16 年 6 月)

	平成 13 年 8 月	平成 14 年 12 月	平成 15 年 12 月	平成 16 年 12 月	平成 17 年 12 月	環境基準
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.15	0.11	0.0068	0.017	0.013	0.01
トリクロロエチレン (mg/l)	0.033	0.029	0.002	0.009	0.007	0.03
シス 1,2 ジクロロエチレン (mg/l)	0.29	0.45	0.031	0.085	0.057	0.04

備考) 公定分析結果を記載

資料: 生活環境課

地盤沈下

標石番号	所 在	変動量 (mm)									
		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
10878	大森 3968-1	-3.2	-0.8	-9.2	-0.1	-1.8	3.5	0.2	-10.9	6.7	-4.9
10879	大森 3178 (道路脇)	-3.5	1.1	-9.2	0.7	0.0	2.4	2.3	-11.5	6.6	-4.9
10880	浦部 374-1 (駐在所)	-2.8	0.9	-8.6	0.3	1.9	2.3	2.7	-11.6	6.8	-4.7
2985	木下 1483 (道路脇)	-3.2	-0.7	-8.5	-2.4	-1.2	2.8	-0.6	-10.3	7.7	-5.4
2986	平岡 218 (重量検問所)	-3.5	-0.6	-7.1	-5.4	-1.5	2.6	-3.1	-11.3	8.4	-4.7
I Z-1	大森 2364-2 (印西市役所)	-5.3	-4.2	-13.3	0.3	-0.9	1.4	-0.4	-11.9	4.3	-4.8
I Z-2	大森 425 (古新田青年館)	-1.2	-0.4	-13.2	2.1	0.2	3.0	0.1	-11.2	6.3	-4.9
I Z-3	大森 7 (習志野カントリー)	0.8	0.5	-17.0	4.0	0.0	5.3	0.4	-11.5	6.1	-4.7
I Z-4	船尾 1449 (船穂中学校)	3.0	-1.5	-13.8	0.7	-1.6	4.2	1.5	-11.5	5.4	-4.7
I Z-5	船尾 1292 (船穂小学校)	1.8	-1.5	-13.9	0.6	-0.6	3.1	1.4	-12.2	5.8	-4.4
I Z-10	武西 148-1 (安養寺隣火の見下)	1.8	-8.1	-12.5	1.5	0.2	1.9	2.9	-13.1	6.4	-4.8

備考) 変動量の値は、前年値からの変動量を記載している。

資料: 千葉県「水準測量成果表」

騒音・振動

道路交通騒音

測定年度	地点名	騒音レベル Leq(dB)		環境基準(dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
平成 13 年度	千葉竜ヶ崎線 【B 地域】 木下 1401-45 付近	72	71	65	60
平成 14 年度	国道 464 号線 【C 地域】 草深 1245-43 付近	72	66	65	60
平成 15 年度	千葉竜ヶ崎線 【A 地域】 船尾中学校前	71	68	60	55
平成 16 年度	市道 00 - 005 号線【B 地域】 小林コミュニティープラザ	68	61	65	60
平成 17 年度	千葉竜ヶ崎線 【B 地域】 木下 1401-45 付近	74	72	65	60

資料：生活環境課

道路交通振動

測定年度	地点名	振動レベル(dB)		要請限度(dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
平成 13 年度	千葉竜ヶ崎線 【第 1 種区域】 木下 1401-45 付近	53	48	65	60
平成 14 年度	国道 464 号線 【第 2 種区域】 草深 1245-43 付近	38	33	70	65
平成 15 年度	千葉竜ヶ崎線 【第 1 種区域】 船尾中学校前	46	42	65	60
平成 16 年度	市道 00 - 005 号線【第 1 種区域】 小林コミュニティープラザ	33	31	65	60
平成 17 年度	千葉竜ヶ崎線 【第 1 種区域】 木下 1401-45 付近	51	46	65	60

資料：生活環境課

ダイオキシン類

大気

地点名	毒性等量 年平均値 (pg-TEQ/m ³)					環境基準値 (pg-TEQ/m ³)
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	
印西市役所屋上	0.33	0.19	0.12	0.095	0.065	0.6
ふれあい文化館	0.34	0.17	0.12	0.10	0.070	
高 花	0.13	0.12	0.08	0.10	0.051	
木刈中学校	-	0.21	0.12	0.10	0.078	
小林小学校	-	-	-	0.095	0.060	

資料：生活環境課

地下水

測定年度	地点名	毒性等量 (pg-TEQ/l)	環境基準値 (pg-TEQ/l)
平成 13 年度	竹袋焼却場跡地	0.031	1
平成 14 年度	松山下公園	0.026	
平成 15 年度	草深小学校	0.026	
平成 16 年度	船穂小学校	0.065	
平成 17 年度	永治小学校	0.074	

資料：生活環境課

土壌

測定年度	地点名	毒性等量 (pg-TEQ/g)	環境基準値 (pg-TEQ/g)
平成 13 年度	小倉台小学校グラウンド	0.032	1,000
平成 14 年度	竹袋焼却場跡地隣	77	
平成 15 年度	高花小学校	0.69	
平成 16 年度	大塚前公園	0.53	
平成 17 年度	内野北児童公園	3.2	

資料：生活環境課

クリーンセンターの排気口

地点名	毒性等量 (ng-TEQ/Nm ³)					排出基準値 (ng-TEQ/Nm ³)
	平成 13 年 12 月	平成 14 年 平均値	平成 15 年 平均値	平成 16 年 平均値	平成 17 年 平均値	
印西クリーンセンター1号炉	0.0078	0.16	0.25	0.0014	0.015	1
" 2号炉	0.044	0.086	0.062	0.0082	0.025	
" 3号炉	0.040	0.17	0.14	0.00044	0.034	

資料：印西地区環境整備事業組合

苦情受付件数

	典型 7 公害 (件)							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
平成 13 年度	11	7	0	2	0	0	4	13	37
平成 14 年度	5	4	1	6	0	0	4	0	20
平成 15 年度	13	5	1	12	2	0	28	15	76
平成 16 年度	46	5	1	8	0	0	11	123	194
平成 17 年度	34	0	1	8	0	0	21	3	67

資料：生活環境課

廃棄物

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	印西市 ごみ減量化 計画目標値
一人 1 日当たり のごみの排出量	960 g	929 g	930 g	923 g	956 g	866 g
市資源化率	18%	22%	21%	20%	20%	21%
総資源化率	26%	28%	27%	27%	26%	28%

資料：生活環境課

不法投棄の発生件数

廃棄物の種類	不法投棄の発生件数（件）				
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
家 具	5	6	4	0	0
家 電 製 品	6	17	39	41	20
引 越 ご み	2	11	3	8	2
家 屋 ・ 建 設 廃 材	13	4	8	5	9
家 庭 ご み	3	13	41	30	22
自動車・自動車部品	7	10	10	11	3
残 土 ・ ガ ラ 類	4	3	7	10	1
タ タ ミ	1	1	5	3	0
草 木 類	4	1	0	1	1
塗 料 缶 類	2	3	2	1	0
廃 プ ラ 類	3	2	0	1	0
そ の 他	8	15	19	11	4
合 計	58	86	138	122	62

ごみ処理の状況

項目		年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
年度末人口（人）			61,771	61,443	61,323	61,377	61,774
排出量（t）	一 般 家 庭	可燃	12,568	11,018	11,304	11,166	11,422
		不燃	450	364	383	366	361
		粗大	694	741	835	782	847
		資源	4,087	4,563	4,389	4,229	4,255
		計	17,799	16,686	16,911	16,543	16,885
	事業系ごみ	3,846	4,127	3,912	4,130	4,663	
	合 計	21,645	20,813	20,823	20,673	21,548	
1人1日当たり排出量（g）			960	928	930	923	956

し尿処理の状況

項目	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
生し尿（kl）		1,065.61	1,058.68	909.58	875.36	879.65
浄化槽汚泥		2,223.67	2,203.30	2,387.58	2,070.33	2,354.62
総収集量		3,289.28	3,261.98	3,297.16	2,945.69	3,234.27
非水洗化世帯数		3,256	3,290	3,291	3,271	3,268
非水洗化人口		10,784	10,755	10,414	10,273	9,996

町営塵芥焼却場跡地の環境調査 調査結果

土壌

計量の対象	単位	No.1	No.2	No.3	No.4		
					未焼却ごみ	焼却ごみ	
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-
水銀又はその化合物	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-
カドミウム又はその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-
鉛又はその化合物	mg/l	0.009	0.008	<0.005	<0.005	-	-
有機りん化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
六価クロム化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
砒素又はその化合物	mg/l	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-
シアン化合物	mg/l	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	-	-
P C B	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-
銅又はその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
亜鉛又はその化合物	mg/l	0.01	0.01	<0.01	0.01	-	-
ふっ化物	mg/l	0.30	0.09	0.20	0.13	-	-
ベリリウム又はその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
クロム又はその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
ニッケル又はその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
バナジウム又はその化合物	mg/l	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
フェノール類	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-	-
有機塩素化合物	mg/kg	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-	-
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-
セレン又はその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-
トリクロロエチレン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	-	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	-	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.04	<0.04	<0.04	-	<0.04	<0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	-	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001

判定基準：総理府令第5号別表第1

調査地点は、観測井と同地点である。調査地点位置図は資料編P.17を参照下さい。

1～4は平成14年度、5～9は平成15年度に調査を実施した。

No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	基準値	定量下限
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下	0.0005
<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.3以下	0.001
<0.005	0.16	<0.005	<0.005	0.035	0.3以下	0.005
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1以下	0.01
0.16	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	1.5以下	0.01
0.001	0.007	0.015	<0.001	0.002	0.3以下	0.001
<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1以下	0.05
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003以下	0.0005
0.01	0.28	<0.01	<0.01	0.03	-	0.01
0.04	0.90	0.01	0.02	0.11	-	0.01
0.49	0.15	0.19	0.41	0.75	-	0.05
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01
0.16	0.01	<0.01	<0.01	0.01	-	0.01
<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01
<0.01	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01
<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-	0.02
<0.5	1.1	<0.5	<0.5	<0.5	-	0.5
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06以下	0.0006
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03以下	0.0003
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2以下	0.002
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.3以下	0.001
<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3以下	0.003
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1以下	0.001
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2以下	0.002
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下	0.0002
<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04以下	0.0004
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2以下	0.002
<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下	0.04
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	3以下	0.1
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06以下	0.0006
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下	0.0002
<0.001	0.004	<0.001	<0.001	<0.001	0.1以下	0.001

資料：平成16年度 竹袋焼却場跡地モニタリング調査業務委託 報告書

土壌中のダイオキシン類濃度（平成 15 年度）

計量の対象	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	基準値
Total ダイオキシン類毒性当量	62	380	190	270	420	1000pg-TEQ/g 以下

判定基準：環境庁告示第 68 号

調査地点 は、観測井 と同地点である。調査地点位置図は資料編 P.17 を参照下さい。

基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。

資料：平成 16 年度 竹袋焼却場跡地モニタリング調査業務委託 報告書

水質

観測井 No.1 ~ No.4

計量の対象	単位	No.1				No.2			
		H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	
全シアン	mg/l	不検出	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01		<0.01	<0.01	<0.01	
砒素	mg/l	0.002	<0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	
アルキル水銀	mg/l	不検出	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	
P C B	mg/l	不検出	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004		<0.0004	<0.0004	<0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	
トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	
トリクロロエチレン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003		<0.003	<0.003	<0.003	
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003	<0.0003	
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	
ベンゼン	mg/l	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.6	0.5	<0.1
ふっ素	mg/l	0.16	0.18	0.30	0.13	0.06	0.11	0.21	0.10
ほう素	mg/l	0.6	0.6	0.7	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2

判定基準：地下水の水質汚濁に係わる環境基準（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号平成 11 年 2 月 22 日改正）

調査地点位置図は資料編 P.17 を参照下さい。

調査日：平成 14 年度：平成 14 年 11 月 12 日 / 平成 15 年度：平成 15 年 8 月 26 日 / 平成 15 年度：平成 15 年 11 月 25 日 /

平成 16 年度：平成 16 年 8 月 31 日 / 平成 16 年度：平成 16 年 12 月 15 日

平成 17 年度：平成 17 年 10 月 14 日 / 平成 17 年度：平成 17 年 11 月 22 日 / 平成 17 年度：平成 18 年 2 月 15 日

No.3				No.4				基準値	定量下限
H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度		
<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001		0.01以下	0.001
不検出	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出		検出されないこと	0.05
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下	0.005
<0.01	<0.01	<0.01		<0.01	<0.01	<0.01		0.05以下	0.01
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.001
<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005		0.0005以下	0.0005
不検出	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出		検出されないこと	0.0005
不検出	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出		検出されないこと	0.0005
<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002		0.02以下	0.002
<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.002以下	0.0002
<0.0004	<0.0004	<0.0004		<0.0004	<0.0004	<0.0004		0.004以下	0.0004
<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002		0.02以下	0.002
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下	0.004
<0.1	<0.1	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1		1以下	0.1
<0.0006	<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006		0.006以下	0.0006
<0.003	<0.003	<0.003		<0.003	<0.003	<0.003		0.03以下	0.003
<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001		0.01以下	0.001
<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.002以下	0.0002
<0.0006	<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006		0.006以下	0.0006
<0.0003	<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003	<0.0003		0.003以下	0.0003
<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002		0.002以下	0.002
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.001
<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001		0.01以下	0.001
<0.1	1.4	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	10以下	0.1
0.11	0.10	0.32	0.07	<0.05	0.13	0.25	0.07	0.8以下	0.05
0.5	0.6	0.7	0.9	0.3	0.4	0.1	0.3	1以下	0.1

資料：平成17年度 竹袋焼却場跡地モニタリング調査業務委託 報告書

観測井No.6～No.12-2

計量の対象	単位	No.6			No.7				
		H15年度	H16年度	H17年度	H15年度	H15年度	H16年度	H16年度	H17年度
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
全シアン	mg/l	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出	
鉛	mg/l	0.008	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.013	0.008
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
砒素	mg/l	0.003	0.003	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
アルキル水銀	mg/l	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出	
P C B	mg/l	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出	
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
トリクロロエチレン	mg/l	<0.003	<0.003		<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/l	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.1	<0.1	<0.1	0.4	0.1	0.2	1.4	1.3
ふっ素	mg/l	0.38	0.55	0.31	0.27	0.16	0.26	0.16	0.14
ほう素	mg/l	0.5	0.5	0.3	1.9	1.8	1.9	1.8	2.2

判定基準：地下水の水質汚濁に係わる環境基準（平成9年3月13日環境庁告示第10号平成11年2月22日改正）

調査地点位置図は資料編P.17を参照下さい。

調査日：平成14年度：平成14年11月12日/平成15年度：平成15年8月26日/平成15年度：平成15年11月25日/

平成16年度：平成16年8月31日/平成16年度：平成16年12月15日

平成17年度：平成17年10月14日/平成17年度：平成17年11月22日/平成17年度：平成18年2月15日

No.10-1	No.11-1	No.11-2	No.12-1	No.12-2			基準値	定量下限
				H17年度	H17年度	H17年度		
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.05
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.026	<0.005	<0.005	0.01 以下	0.005
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下	0.01
0.006	0.002	0.002	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.001
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	0.0005
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.002
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	0.0002
<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	0.0004
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.002
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.004
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.1
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	0.0006
<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.003
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	0.0002
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	0.0006
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	0.0003
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002 以下	0.002
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	10 以下	0.1
<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	0.8 以下	0.05
0.1	<0.1	<0.1	0.3	0.3	0.4	0.2	1 以下	0.1

資料：平成 17 年度 竹袋焼却場跡地モニタリング調査業務委託 報告書

水質

湧水 No.1 ~ 井戸

計量の対象	単位	湧水 No.1				湧水 No.2			
		H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	
全シアン	mg/l	不検出	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01		<0.01	<0.01	<0.01	
砒素	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	
アルキル水銀	mg/l	不検出	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	
P C B	mg/l	不検出	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004		<0.0004	<0.0004	<0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	
トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	
トリクロロエチレン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003		<0.003	<0.003	<0.003	
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003	<0.0003	
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	<0.1	3.4	3.8	1.4	1.3	3.9	2.8	1.4
ふっ素	mg/l	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	<0.05	0.09	<0.05	<0.05
ほう素	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

判定基準：地下水の水質汚濁に係わる環境基準（平成9年3月13日環境庁告示第10号平成11年2月22日改正）
調査地点位置図は資料編P.17を参照下さい。

調査日：平成14年度：平成14年11月12日/平成15年度：平成15年8月26日/平成15年度：平成15年11月25日/
平成16年度：平成16年8月31日/平成16年度：平成16年12月15日

平成17年度：平成17年10月14日/平成17年度：平成17年11月22日/平成17年度：平成18年2月15日

池			井戸				基準値	定量下限
H15年度	H16年度	H17年度	H15年度	H16年度	H16年度	H17年度		
<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.001
不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.05
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下	0.005
<0.01	<0.01		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下	0.01
<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01以下	0.001
<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	0.0005
不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005
不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005
<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	0.002
<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	0.0002
<0.0004	<0.0004		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下	0.0004
<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	0.002
<0.004	<0.004	<0.004	0.011	<0.004	0.006	0.004	0.04以下	0.004
<0.1	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	0.1
<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下	0.0006
<0.003	<0.003		<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03以下	0.003
<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.001
<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	0.0002
<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下	0.0006
<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	0.0003
<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002以下	0.002
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.001
<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.001
3.9	5.7	2.6	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	10以下	0.1
0.10	<0.05	<0.05	0.16	0.26	0.09	<0.05	0.8以下	0.05
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	0.1

資料：平成17年度 竹袋焼却場跡地モニタリング調査業務委託 報告書

臭気及び湧出ガス

調査年度		平成 17 年度				基準値		
地点名		No.3	No.6	No.8	No.9	(*2) 臭気指数	(*3) 特定悪臭物質規制基準	(*4) 安 衛 法 管理濃度
臭気分析	臭気指数	17 注 ¹	20 注 ²	20 注 ²	16 注 ¹	14 ~ 20 (10 ~ 21)		
	臭気濃度	55	98	98	39			
湧出ガス分析	硫化水素 (ppm)		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	10 以下	
	アンモニア (ppm)		< 1	< 1	< 1	< 1		0.02 ~ 0.2
	メタン (可燃性ガス)	(%) (*11)	0.25 注 ³	0.15 注 ³	< 0.05	< 0.05		1 ~ 5
		(%LEL) (*1)	5 注 ³	3 注 ³	< 1	< 1		

注 1：基準値を超過した項目（14 以上～20 未満）

注 2：基準値を超過した項目（20 以上）

注 3：検出したが、基準値以下の項目

調査地点 は、観測井 と同地点である。調査地点位置図は資料編 P.17 を参照下さい。

備考 (*1) %LEL：爆発下限濃度

(*2) 「悪臭防止法の一部を改正する法律の施行について（平成 7 年 9 月 環大企第 286 号）」別表 2 に示されている廃棄物最終処分場の臭気強度 2.5～3.5 に対応する臭気指数の範囲。カッコ内の数値は、おおむね全ての業種を網羅した場合の臭気強度 2.5～3.5 に対応する臭気指数の範囲であり、

「悪臭防止法施工規則（昭和 47 年 5 月 総理府令第 39 号）」に定める敷地境界線における臭気指数に係る規制基準の範囲である。

(*3) 「悪臭防止法施工規則（昭和 47 年 5 月 総理府令第 39 号）」に示されている敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準の範囲。

(*4) 「労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 法律第 57 号）」に基づく「作業環境評価基準（昭和 63 年 労働省告示第 79 号）」に示されている管理濃度。

(*5) 「許容濃度等の勧告（1997）（日本産業衛生学会）」産業医学、39、第 4、129（1997） *ただし、勧告は毎年更新される。

解説）労働者が 1 日 8 時間、週間 40 時間程度、肉体的に厳しくない労働強度で有害物質に暴露される場合に、当該有害物質の平均暴露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度である。

(*6) アメリカ産業衛生専門家会議（ACGIH）の勧告する時間加重平均濃度（TLV - TWA）

解説）1 日 8 時間、1 週 40 時間の時間加重平均濃度。この濃度ではほとんど全ての労働者は毎日繰り返し暴露しても健康に悪影響を受けない。

(*7) アメリカ産業衛生専門家会議（ACGIH）の勧告する短時間暴露限度（TLV - STEL）

解説）連続した暴露が 1 回 15 分以内、1 日 4 回を超えないこと、また暴露の間隔は 60 分以上である場合で被害を被らない濃度。この濃度はどの 15 分間の時にも超えてはならない。

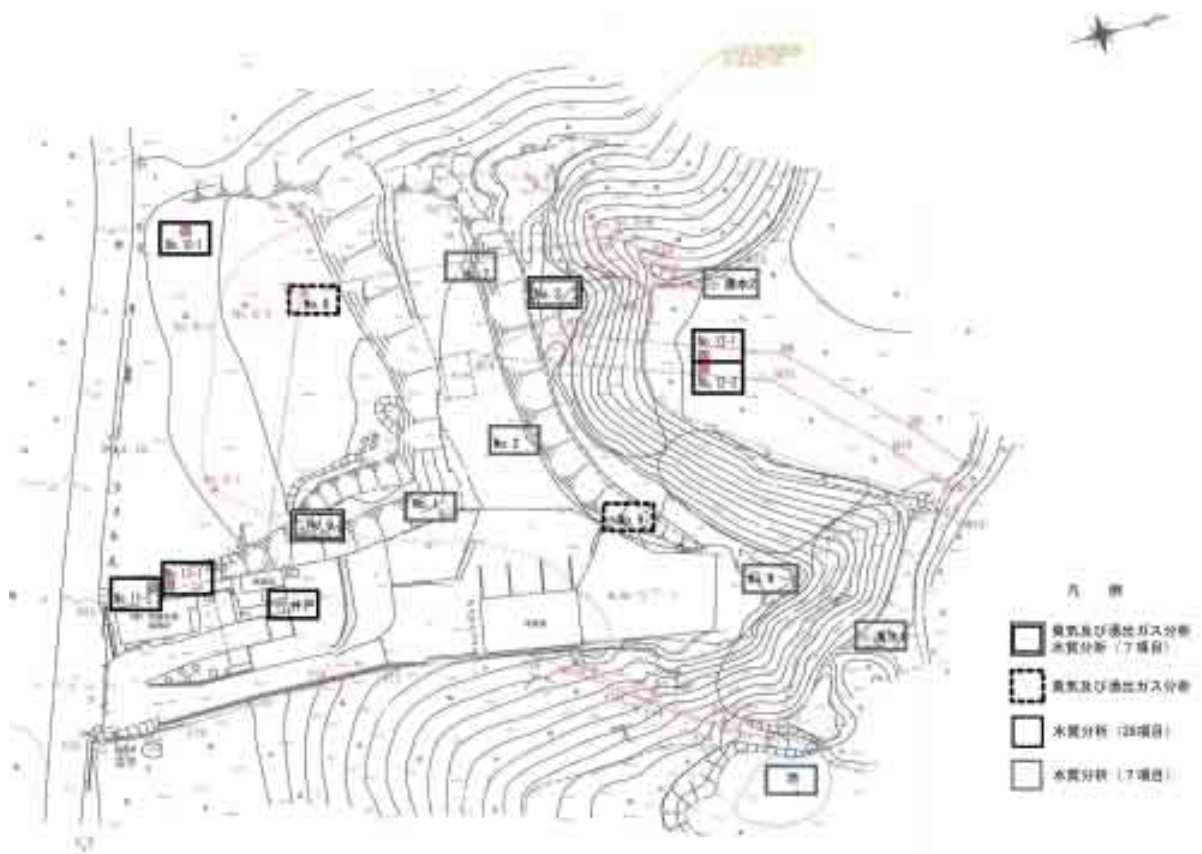
(*8) 「労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 労働省令第 32 号）」に示されている“地下作業場等の可燃性ガス濃度”及び“坑内の炭酸ガス濃度”

(*9) 「酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 労働省令第 42 号）」に示されている“換気を必要とする濃度”

(*10) 爆発限界：可燃気体と空気の混合気体が爆発する低極限と高極限の範囲。

(*11) メタン（可燃性ガス）の値（%）は、携帯式ガス検知器での爆発下限濃度の測定値（%LEL）から換算した。

基準値						定 量 下限値	分析の方法
(*5) 日本産業 衛生学会 許容濃度	(*6) ACGIH TLV-TWA	(*7) ACGIH TLV-STEL	(*8) 安衛則	(*9) 酸欠則	(*10) 爆発限界		
						10	環告第 63 号(平成 7 年) 三点比較式臭袋法
						10	環告第 63 号(平成 7 年) 三点比較式臭袋法
10 以下	10 以下	15 以下		10 以下	4.0 ~ 46.0%	0.1	携帯式ガス検知器
25 以下	25 以下	35 以下			16.0 ~ 25.0%	1	検知管法
			1.5% 以下		5 ~ 15%		
			30% LEL 以下		100% ~ 300%LEL	1	携帯式ガス検知器



町営塵芥焼却場跡地の環境調査における調査地点位置図

アスベスト

公共施設における吹付け材の使用状況及び成分分析結果

アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されてきました。しかし、繊維が肺に突き刺さると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定しました。

日本でも、大気汚染防止法により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用が制限されたほか、石綿による健康被害の救済に関する法律が、2006年2月に制定されました。

このような流れを受け、印西市では公共施設における吹付け材の使用状況と成分分析を行いました。その結果、アスベストは検出されませんでした。

担当課	施設名	建築年	吹付け材使用の有無	アスベストの有無
児童福祉課	木下保育園	S54	有(階段室天井)	無
	大森保育園	S54	無	-
	木刈保育園	S59	無	-
	高花保育園	H2	無	-
	内野保育園	S59	無	-
	西の原保育園	H6	無	-
	西の原保育園(コアラ)	H13	無	-
	木刈学童保育	H8	無	-
	原山学童	H8	無	-
	西の原学童	H8	無	-
	原学童	H15	無	-
	木下学童	H8	無	-
	小倉台学童	H10	無	-
教育総務課	木下小学校	S46	無	-
	小林小学校	S57	有(玄関天井、校長室天井、音楽室天井)	無
	大森小学校	S54	無	-
	船穂小学校	S47	有(灯油庫屋根、消火栓ポンプ室屋根)	無
	永治小学校	H3	無	-
	木刈小学校	H1	無	-
	内野小学校	S63	有(校舎階段裏、プール入口及び機械室天井、体育館器具庫天井)	無
	原山小学校	H1	無	-
	小林北小学校	H3	無	-
	小倉台小学校	H3	無	-
	高花小学校	H3	無	-
	西の原小学校	H6	無	-
	原小学校	H8	無	-
	印西中学校	S61	無	-
	船穂中学校	S59	無	-
	木刈中学校	S59	無	-
	小林中学校	H2	無	-
	原山中学校	H5	無	-
	西の原中学校	H6	無	-
	大森幼稚園	S58	無	-
	高花学校給食センター	S59	無	-
	牧の原学校給食センター	H8	無	-
	中央公民館	S54	有(講堂天井、ロビー・展示室天井、視聴覚室天井、和室天井、廊下・階段室天井)	無
	中央駅前公民館	S62	無	-
	小林公民館	H7	無	-
	そうふけ公民館	H10	無	-
小倉台図書館	H12	無	-	
文化ホール	H6	無	-	
資料整理作業所	S50	無	-	
大森資料庫	S40台	無	-	
ふれあい推進課	サザンプラザ	H7	無	-
	フレンドリープラザ	H7	無	-
	永治コミュニティ	H10	無	-
	船橋コミュニティ	H14	無	-
	市民活動支援センター	S56	無	-
	小倉青年館	S46	無	-
	多々羅田青年館	S46	無	-
	七軒屋青年館	S47	無	-
	原青年館	S47	無	-
	宗甫青年館	S47	無	-
	発作下青年館	S47	無	-
	結縁寺青年館	S48	無	-
	小林新田青年館	S48	無	-
	宮内青年館	S48	無	-
	竹袋青年館	S49	無	-
	内川青年館	S49	無	-
	柏木台青年館	S50	無	-
	寺台青年館	S50	無	-
	大森青年館	S52	無	-
	高花青年館	S55	無	-
大森集会所	S40台	無	-	

担当課	施設名	建築年	吹付材使用の有無	アスベストの有無
社会福祉課	草深ふれあいの里	S49	有(灯油庫屋根)	無
健康管理課	中央保健センター	S54	有(玄関ロビー天井)	無
介護福祉課	総合福祉センター	H8	無	-
	南部保健センター	H5	無	-
都市整備課	松山下公園(管理事務所)	H8	無	-
	松山下公園(休憩所)	H8	無	-
	松山下公園(野球場)	H9	無	-
	松山下公園(外便所)	H9	無	-
	高花公園公衆トイレ	S63	無	-
	多々羅田公園公衆トイレ	S63	無	-
	浦幡新田公衆トイレ	H5	無	-
	西の原公園公衆トイレ	H8	無	-
	草深公園公衆トイレ	H10	無	-
	浅間山公園公衆トイレ	S58	無	-
	牧の原公園公衆トイレ	H11	無	-
	大塚前公園公衆トイレ	H6	無	-
木下公園公衆トイレ	H17	無	-	
道路管理課	六軒川沿い公衆トイレ	H12	無	-
財政課	本庁舎	S51	有(5階天井、3階大会議室天井、階段室天井)	無
市民課	牧の原出張所	H15	無	-
生活環境課	収集センター	H7	無	-
下水道課	小林ポンプ場	S57	無	-
	小林大門下ポンプ場	H2	無	-
水道課	木下ポンプ場	S58	無	-
	平岡配水場	S55	無	-

相談窓口

相談等の内容	窓 口	電 話
健康相談	健康管理課	0476-42-5111 内線 323
	中央保健センター	0476-42-5595
	南部保健センター	0476-47-2111
一般環境及び廃棄	生活環境課	0476-42-5111 内線 367,363
教育施設について	教育総務課	0476-42-5111 内線 766
公共施設について (調査結果について)	財政課	0476-42-5111 内線 487

アスベストに関する健康管理手帳、健康診断、労働補償についての相談は、最寄の労働局か労働基準監督署（成田労働基準監督署 電話：0476-22-5666）をお願いします。

千葉県ホームページ 「石綿（アスベスト）についてQ&A」

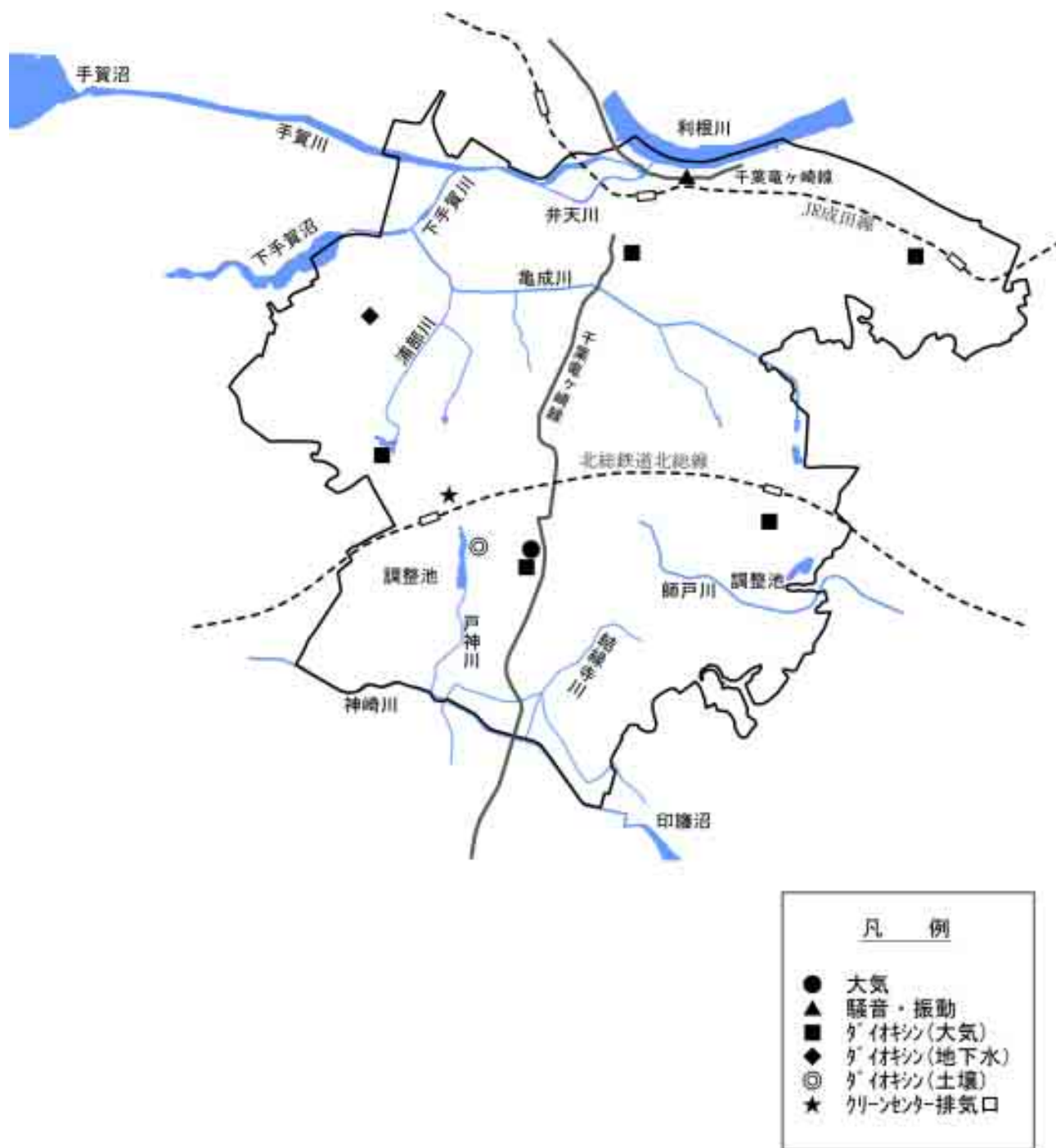
http://www.pref.chiba.jp/syozoku/e_taiki/kisei/sekimenqa-2.html

環境省ホームページ 「アスベスト（石綿）についてQ&A」

http://www.env.go.jp/air/asbestos/pdfs/q_and_a.pdf

厚生労働省 「アスベスト（石綿）情報」

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>



環境指標の進捗状況（基本目標）に伴う調査の調査地点位置図

2 環境に関する市民・事業者意識調査 集計結果

調査概要

調査期間

平成 18 年 5 月 8 日～5 月 23 日

調査方法

郵送調査

抽出方法

市民：年代別及び住居地域別の層化抽出

事業者：業種等を考慮した抽出

回収率

	市民	事業者
発送数	2,021	200
回収数	680	55
回収率	33.6%	27.5%

集計方法

地域区分について

	地域区分
千葉ニュータウン中央地区	大塚1～3丁目、牧の木戸1丁目、木刈1～6丁目、小倉台1～4丁目、内野1～3丁目、武西学園台1～2丁目、原山1～3丁目、中央北3丁目、中央南1～2丁目、天神台1丁目、高花1～6丁目、戸神台1丁目
千葉ニュータウン印西牧の原地区	西の原1～4丁目、原2～4丁目
木下・大森地区	木下、竹袋、別所、宗甫、木下東1～4丁目、平岡、大森、鹿黒、亀成、発作、相嶋、浅間前
小林地区	小林、小林浅間1～3丁目、小林大門下1～3丁目、小林北1～6丁目
永治地区	浦部、浦部村新田、白幡、浦幡新田、高西新田、小倉、和泉、十余一
船穂地区	武西、戸神、船尾、松崎、結縁寺、多々羅田、谷田、佐山
草深地区	草深、泉

無回答について

無回答には無記入及び無効回答を含む。

回答率について

回答は率で表示し、設問毎に各項目の回答者数を回答者総数で除したものであり、小数点第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示している。このため、百分率の合計が100%にならない場合がある。

結果の概要

「環境白書」の作成に伴い、昨年度に引き続いて環境に関する市民・事業者への意識調査を実施しました。

「環境基本計画（問 1）」、「環境行動指針（問 2）」の設問では、市民・事業者ともに「知らない」の回答が過半数を占めていることから、これらの普及は大きな課題です。

「環境に関する行政施策の推進（問 3）」の満足度については、市民・事業者ともに、「公園などの緑が増えてきている」の満足度が高く、個別目標（市民一人当たりの都市公園面積 16.6 m²）に掲げた目標値を達成すべく印西市が積極的に進めている公園整備の取り組みを反映した結果となりました。一方、「エネルギー対策が進んでいる」の満足度は低く、今後は新エネルギー、省エネルギー設備の助成制度の制定や普及活動を進める必要があるものと考えられます。

「市内における最近の主な環境課題（問 5）」及び「市が重点的に取り組んでいくべき環境施策（問 6）」の設問では、市民・事業者ともに「不法投棄・ポイ捨て」の回答がほぼ過半数を占めています。千葉県は立地や土地利用の状況から、全国的に見ても不法投棄が多いため、県独自の条例を制定するなど、不法投棄対策を進めています。印西市でも不法投棄パトロールや通報制度の整備を進めており、平成 16 年度と比較すると不法投棄件数は減少しました。しかし、不法投棄が原因となる環境汚染や火災等の懸念もあることから、今後も対策の強化が必要であると考えられます。

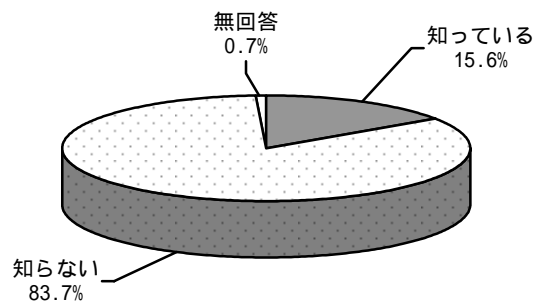
「温室効果ガス削減のため、市民・事業者はどのような取り組みが必要か（問 7）」の設問では、市民・事業者ともに「市民一人ひとりによる省エネ行動の推進」の回答が過半数を超え、次いで「市民・事業者・市が一体となった環境活動」、「太陽光発電設備や太陽熱利用温水器の設置」の順となりました。

また、アンケートの自由解答欄には、以下の意見が寄せられました。

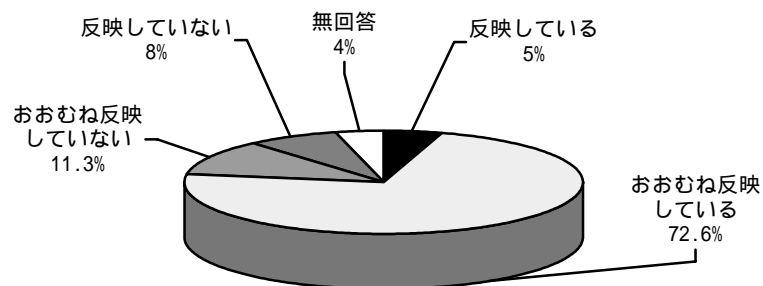
- ペットの散歩マナーや歩きタバコなど、歩道上のマナーを改善してほしい。
- 公園整備は比較的進んでいるが、主要道沿いの街路樹の整備や、自然（雑木林等）をそのまま活用してほしい。
- 農薬の空中散布を禁止してほしい。
- ニュータウン付近の国道 464 号の渋滞対策として、信号現示を見直してほしい。
- 公共交通機関を整備し、利便性を向上してほしい。

市民意識調査

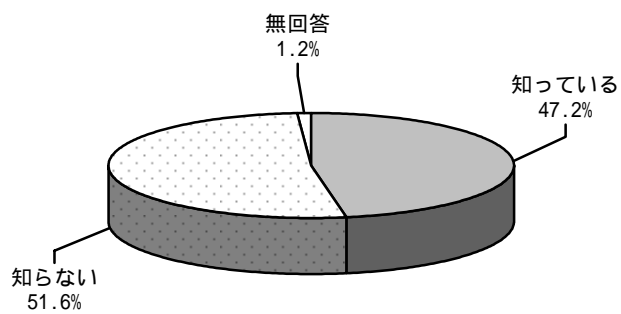
問1 あなたは、「印西市環境基本計画」をご存知ですか。



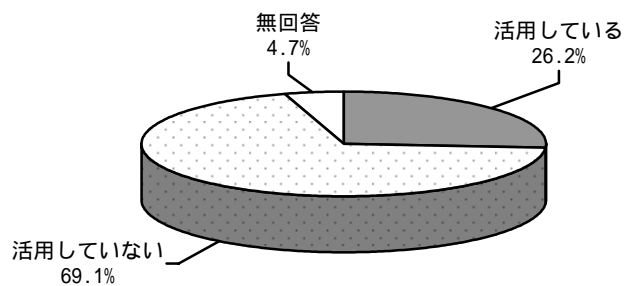
問1 - 1 「印西市環境基本計画」をご存知の方に質問します。現在の計画は環境問題を適切に反映していると思いますか



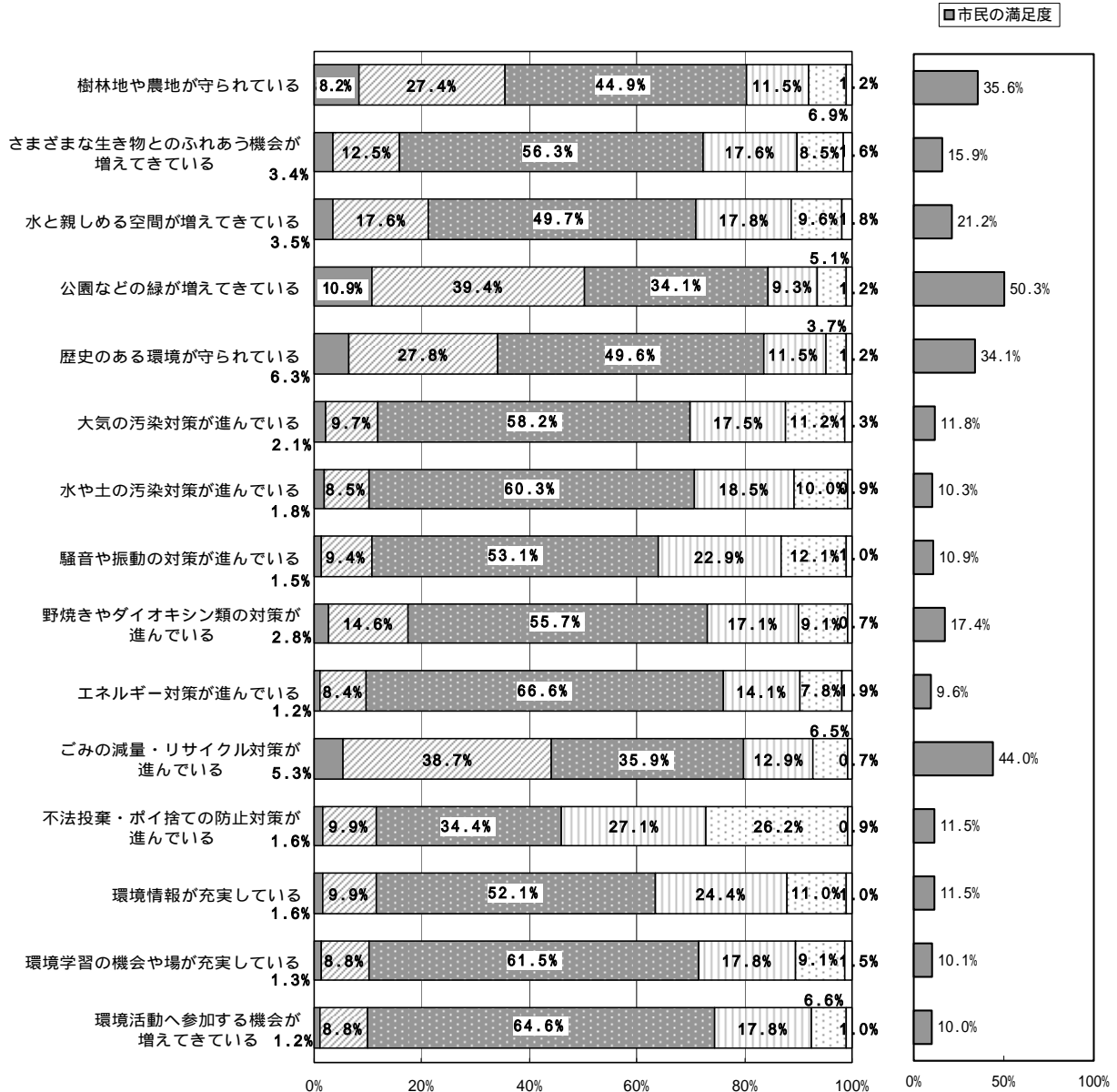
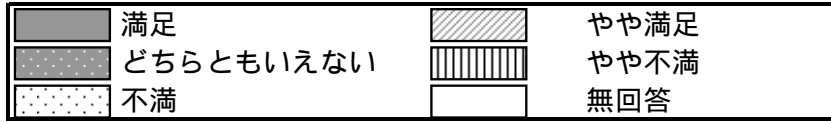
問2 あなたは、「印西市環境行動指針 (eco カレンダー)」をご存知ですか。



問2 - 1 「印西市環境行動指針」をご存知の方に質問します。活用状況はいかがですか。

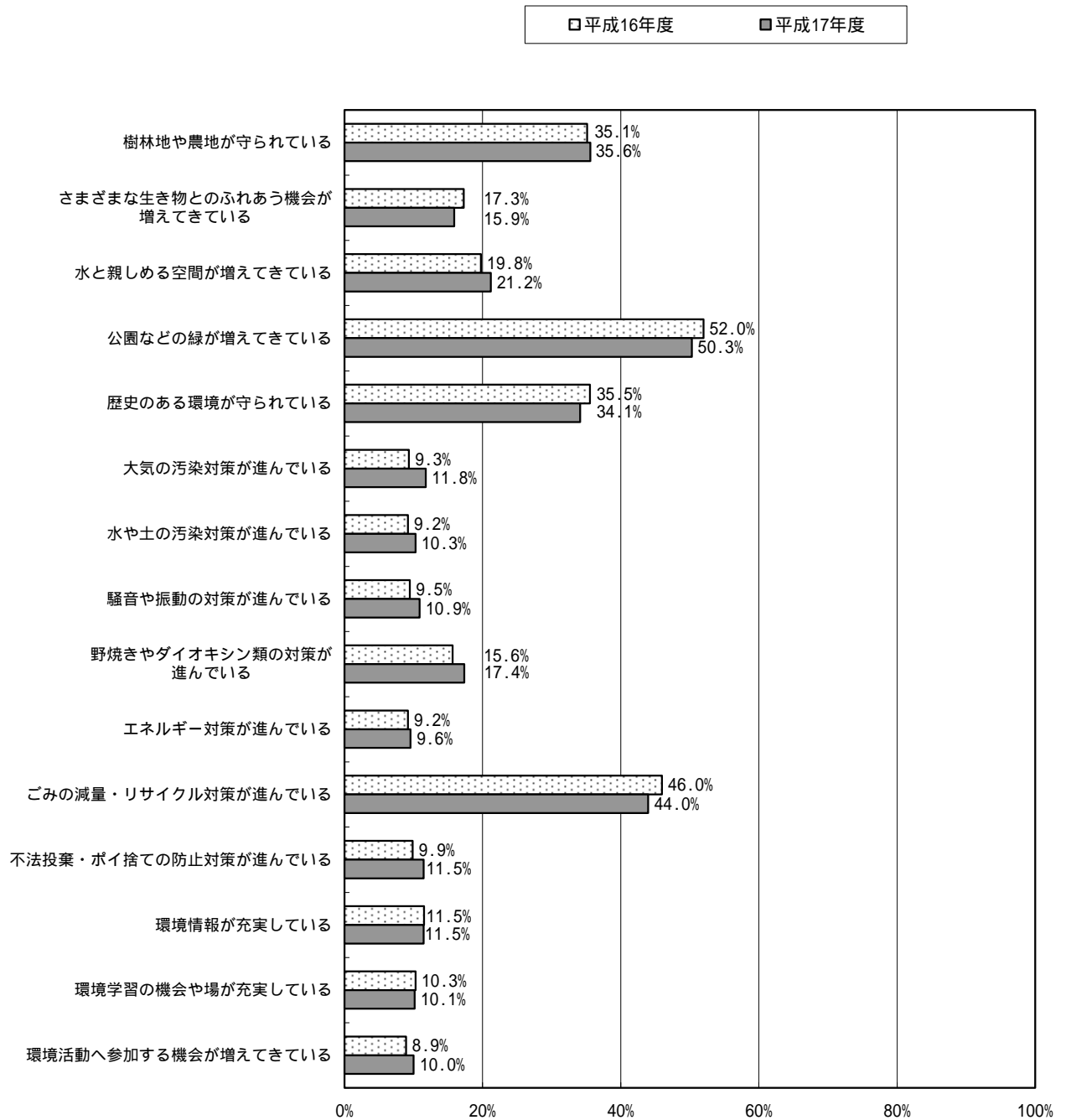


問3 あなたは、市の「環境に関する行政施策の推進」について、どのくらい満足していますか。



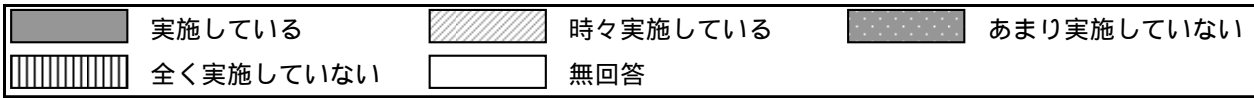
備考) 満足度：(「満足」・「やや満足」の回答数) / (総数) より算出している。

【満足度の比較（平成16年度と平成17年度）】



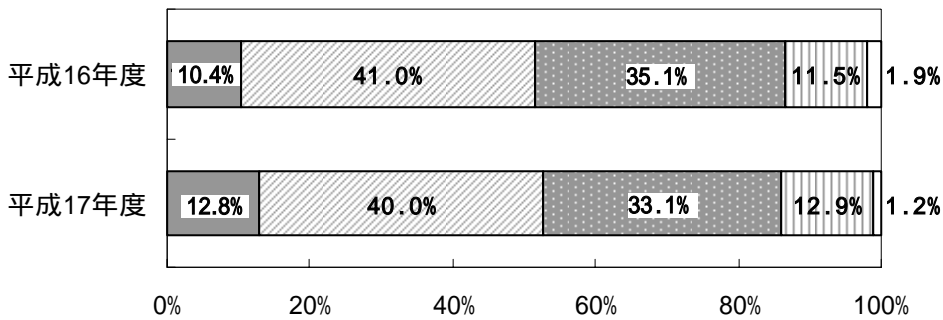
問4 環境の行動について、あなたは、ふだんどのようなことを行っていますか。

(平成16年度と平成17年度実施状況の比較)

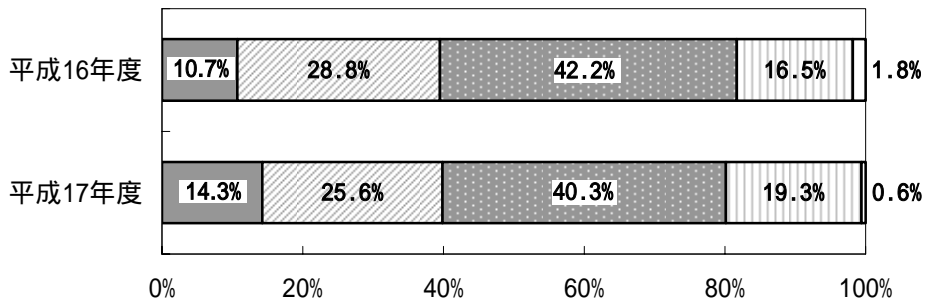


(1) 里山やみどり豊かな自然について

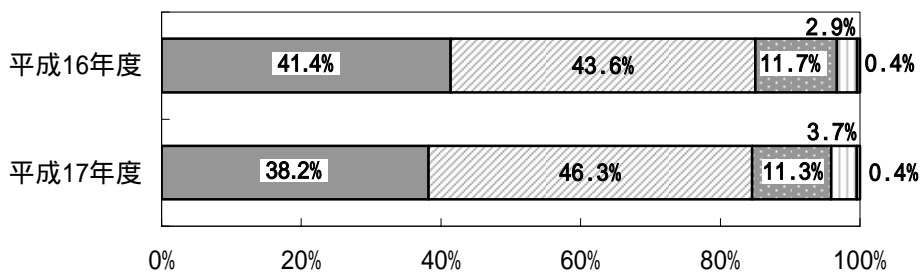
ア 自然とふれあう機会を大切にし、自然環境を学ぶ

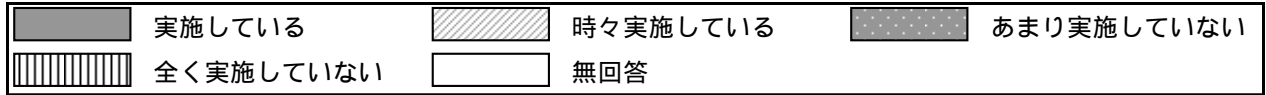


イ 里山や谷津田などの自然を守る行動を心がける



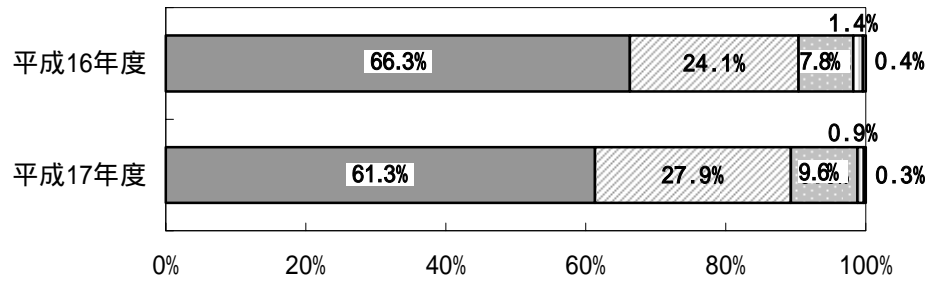
ウ 身のまわりのみどりを大切にする



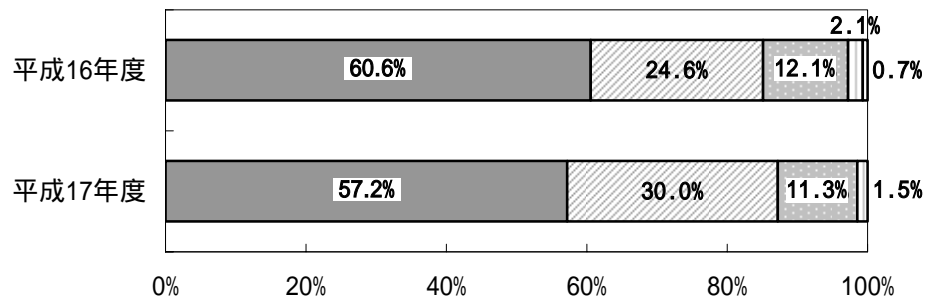


(2) 水質汚濁や水辺環境について

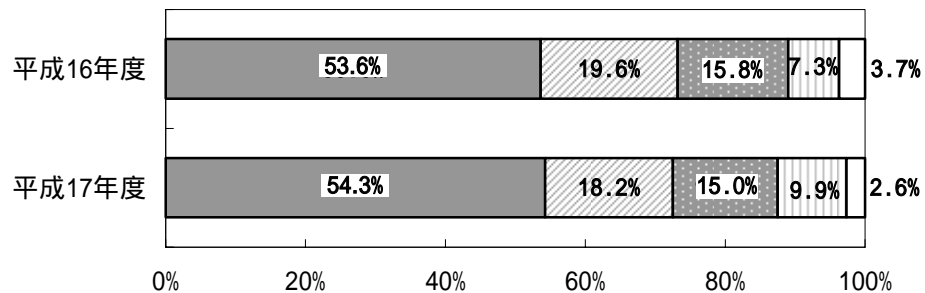
ア 調理くずや油を排水に流さないなど、水を汚さない工夫をする

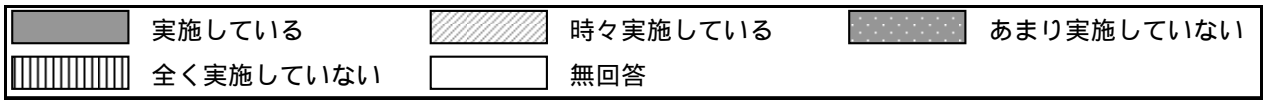


イ 歯みがきやシャワーで水を流したままにせず、節水に心がける



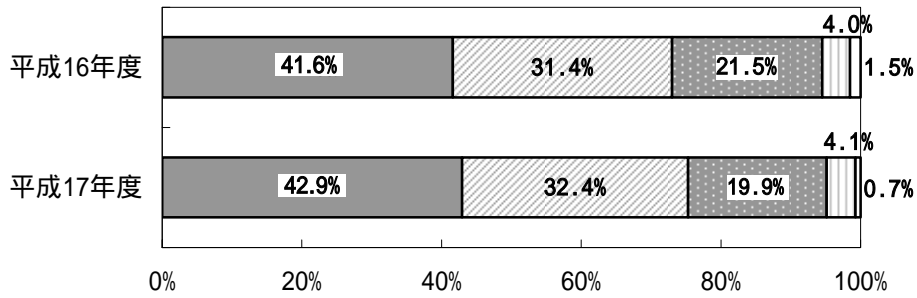
ウ 亀成川、利根川などで、水辺とのふれあい・親しみを大切にし、利用する際はゴミを持ち帰る



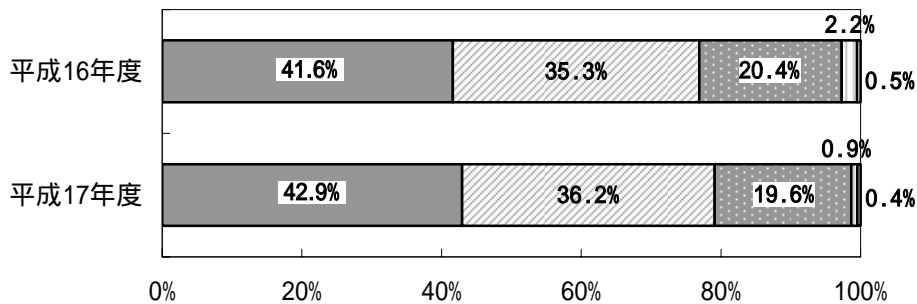


(3) 省エネルギーについて

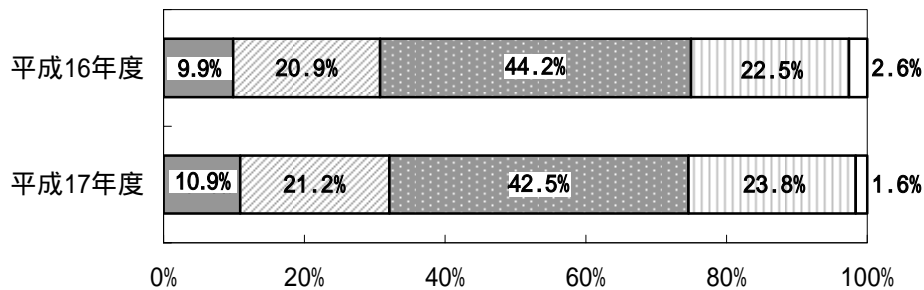
ア エアコンの設定温度は、夏 28 以上、冬 20 以下を目安にする

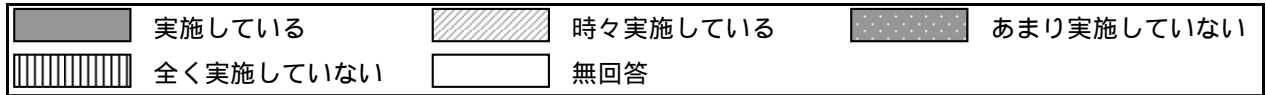


イ 冷蔵庫に物を詰め込みすぎないようにし、無駄な扉の開閉をなくす



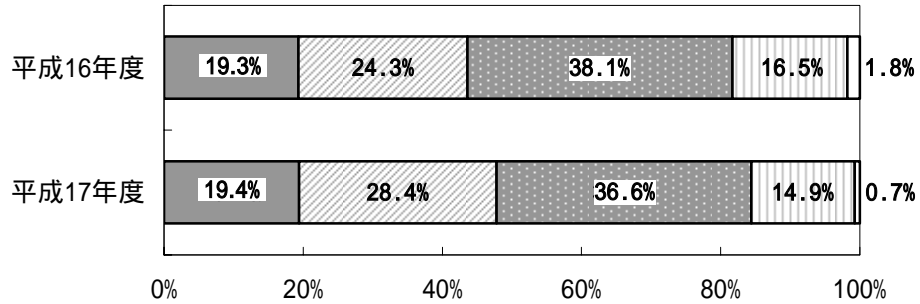
ウ 太陽熱などの自然エネルギーについて学ぶ



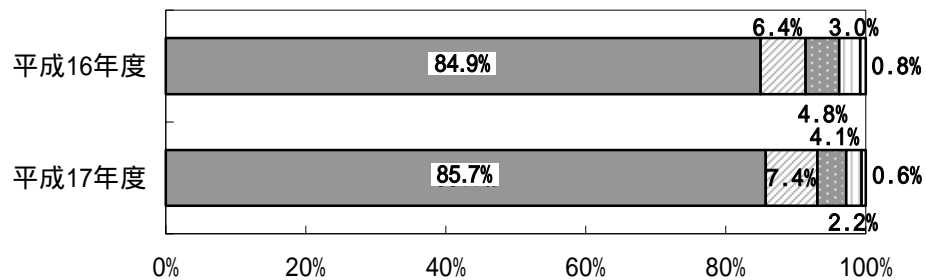


(4) 大気汚染や騒音問題について

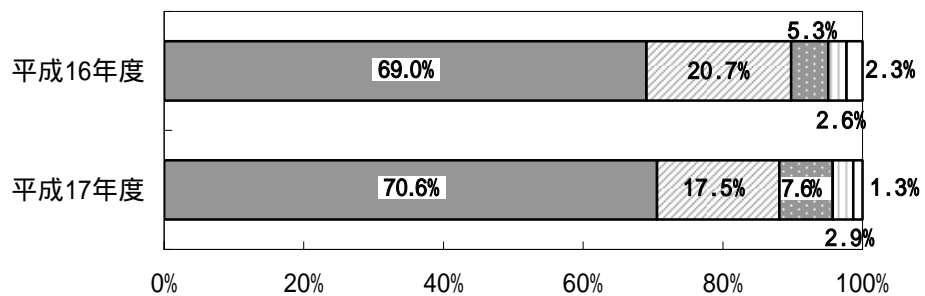
ア 車の運転を控え、なるべく公共交通機関を利用する

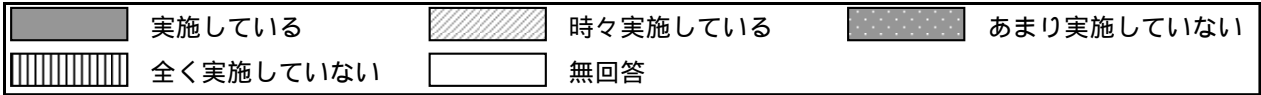


イ 家庭でごみの焼却をしないようにする



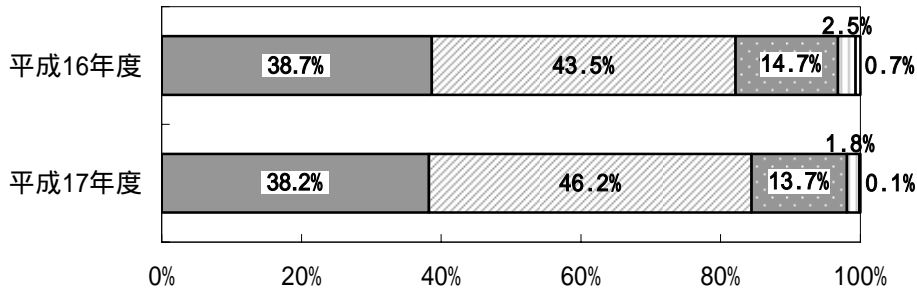
ウ ピアノや音響機器の使用やペットの鳴き声などに気を配る



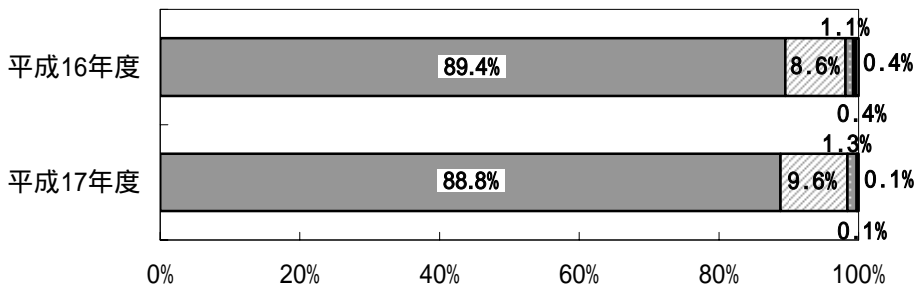


(5) ごみ問題について

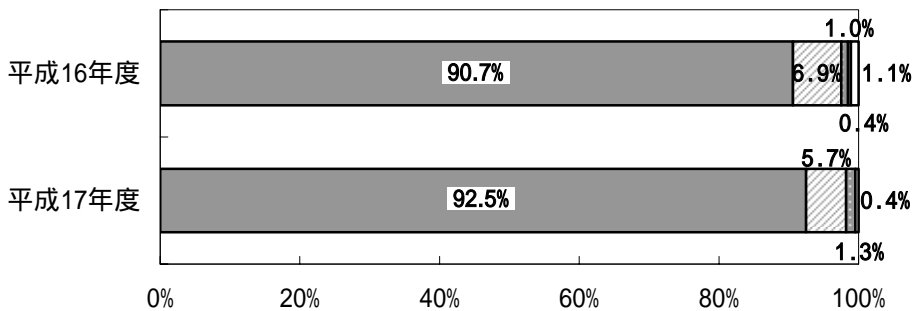
ア 使い捨て商品や無駄な物を買わない工夫をする

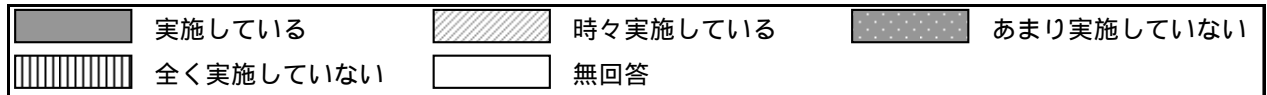


イ ごみの分け方や出し方を守る



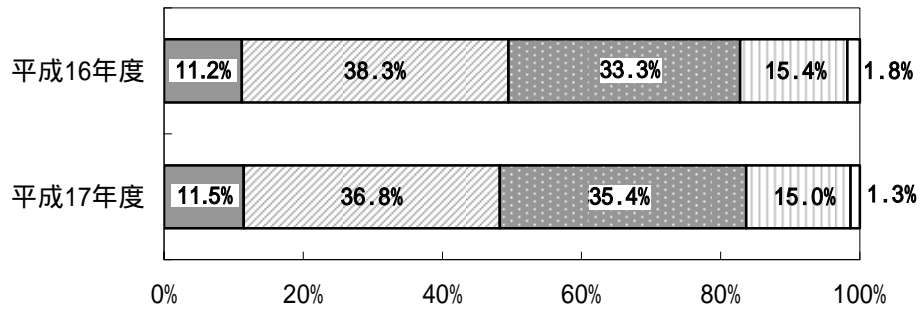
ウ ごみやタバコの吸い殻のポイ捨てをなくす



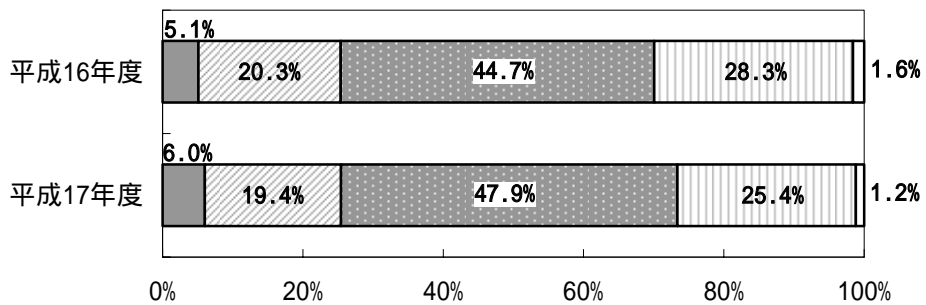


(6) 環境学習・環境教育や環境活動について

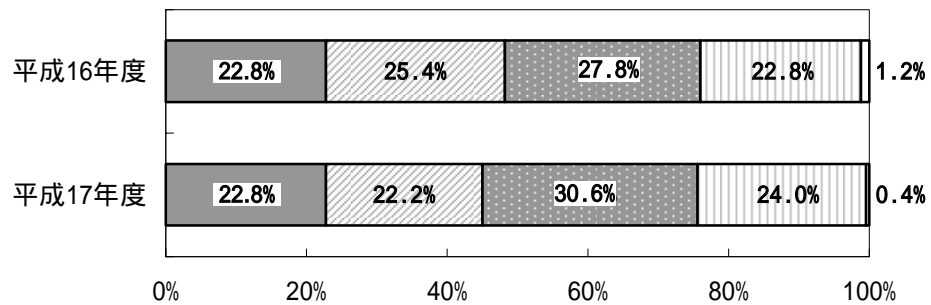
ア 家庭や学校などで環境問題について話し合いをする



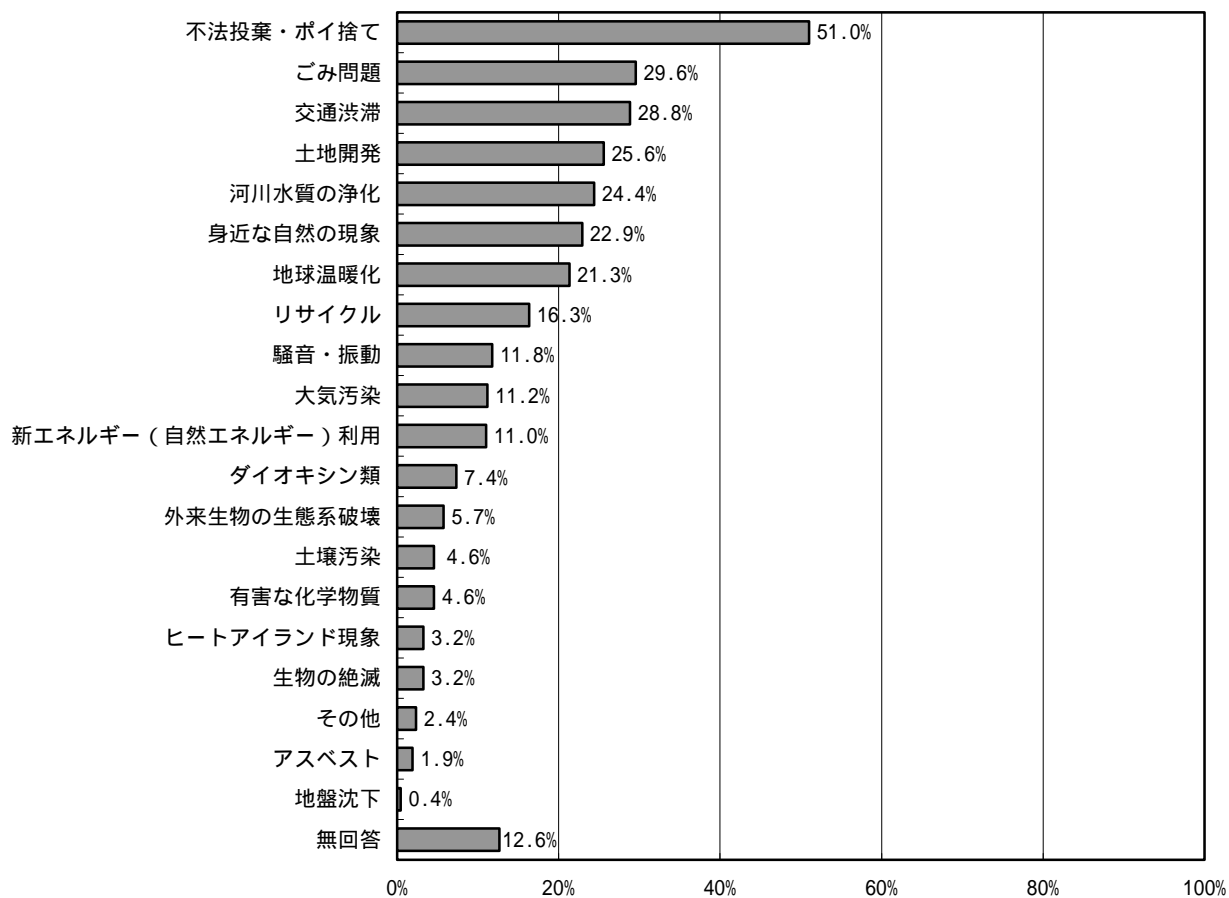
イ 環境に関する学習・教育に参加・協力する



ウ クリーン伊西推進運動など地域の環境活動に参加・協力する

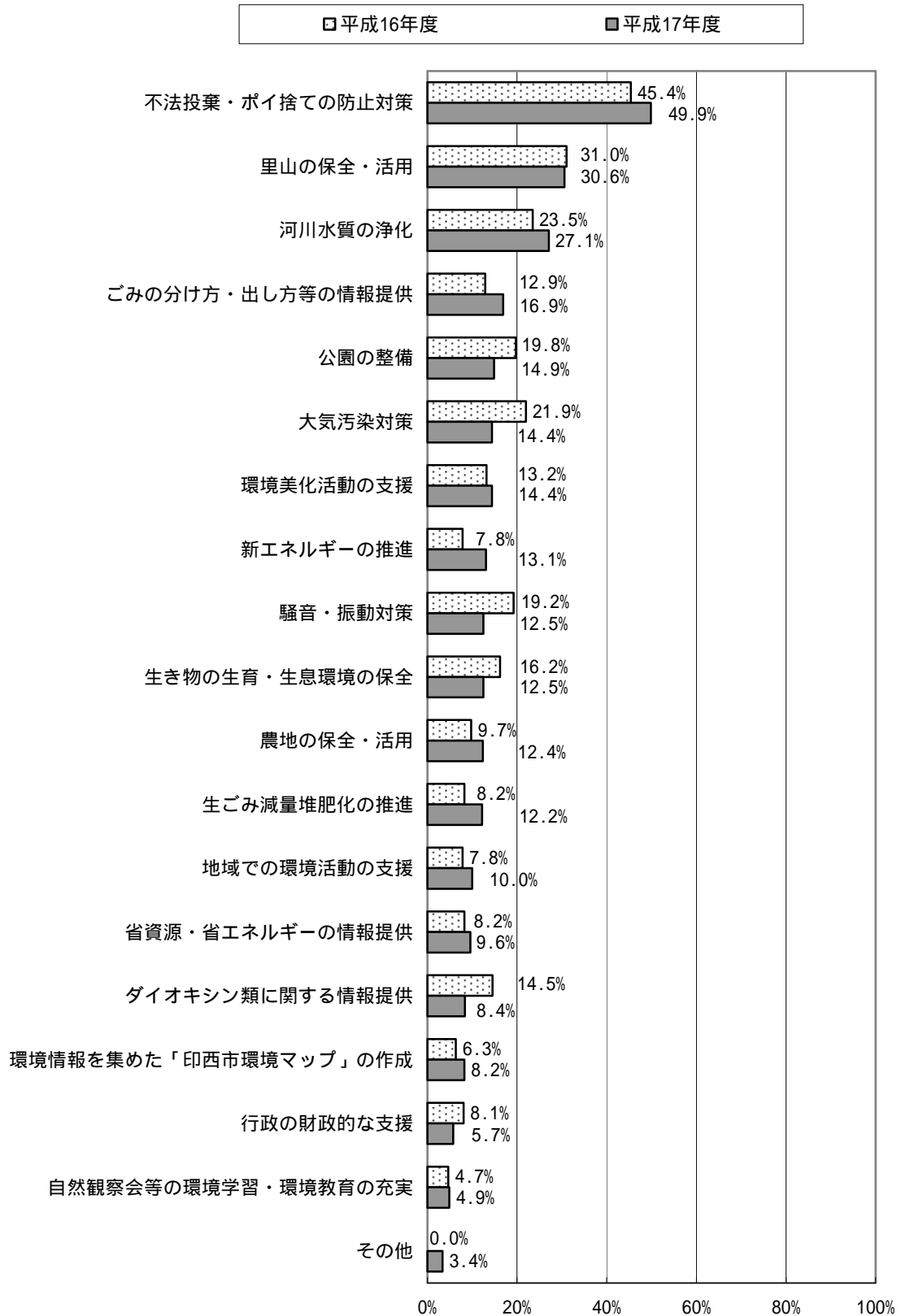


問5 市内における最近の主な環境課題は何だと思えますか。(複数回答あり=3つまで)

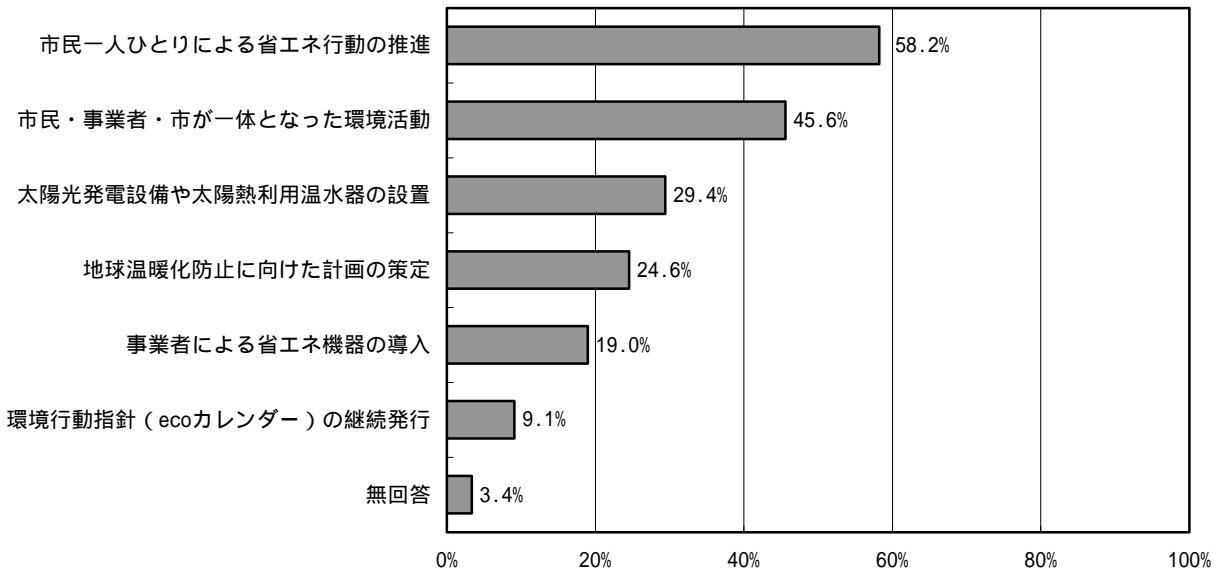


問6 あなたは、市が重点的に取り組んでいくべき環境施策について、優先的にやってほしいと思われるのはどれですか（複数回答あり＝3つまで）。

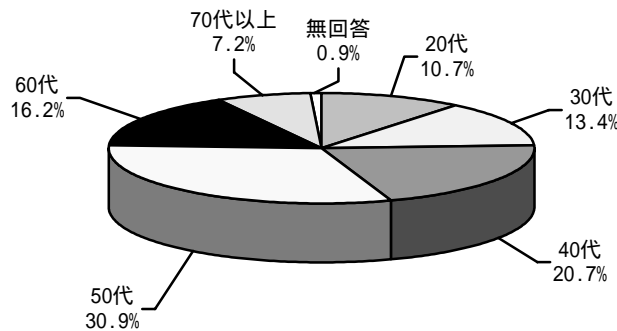
（平成16年度と平成17年度の優先的にやってほしい施策の比較）



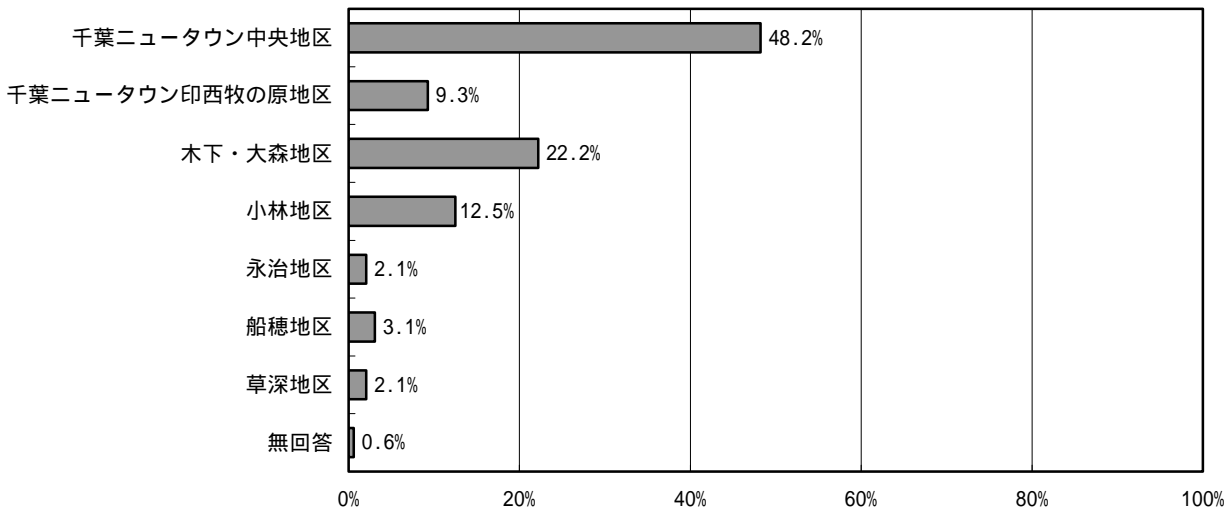
問7 京都議定書が発効したことで日本は二酸化炭素などの温室効果ガスを6%削減することが義務付けられましたが、今後、私たちはどのような取り組みを実施していく必要があると考えますか。
(複数回答あり=2つまで)



問8 あなたの年齢は？

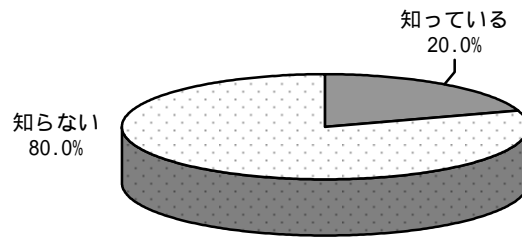


問9 あなたのお住まいの地区は？

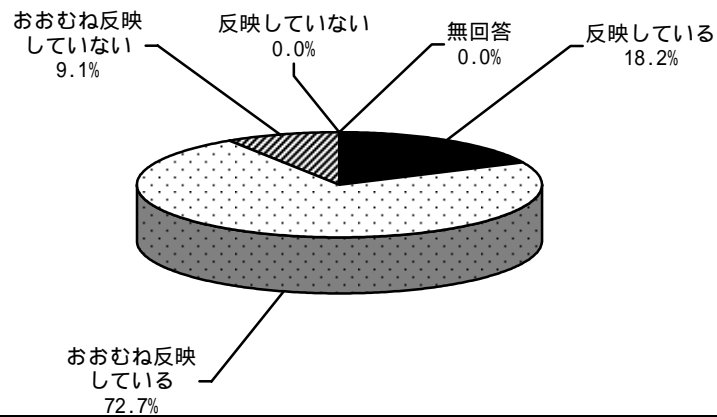


事業者意識調査

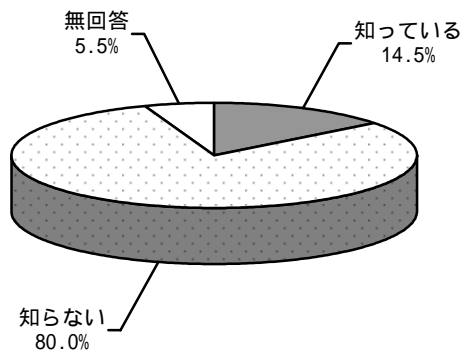
問1 貴事業所は、「印西市環境基本計画」をご存知ですか。



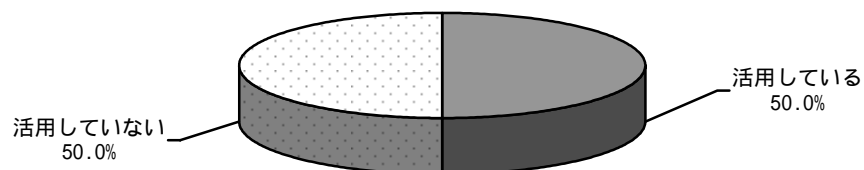
問1 - 1 「印西市環境基本計画」をご存知の方に質問します。現在の計画は、環境問題を適切に反映していると思いますか



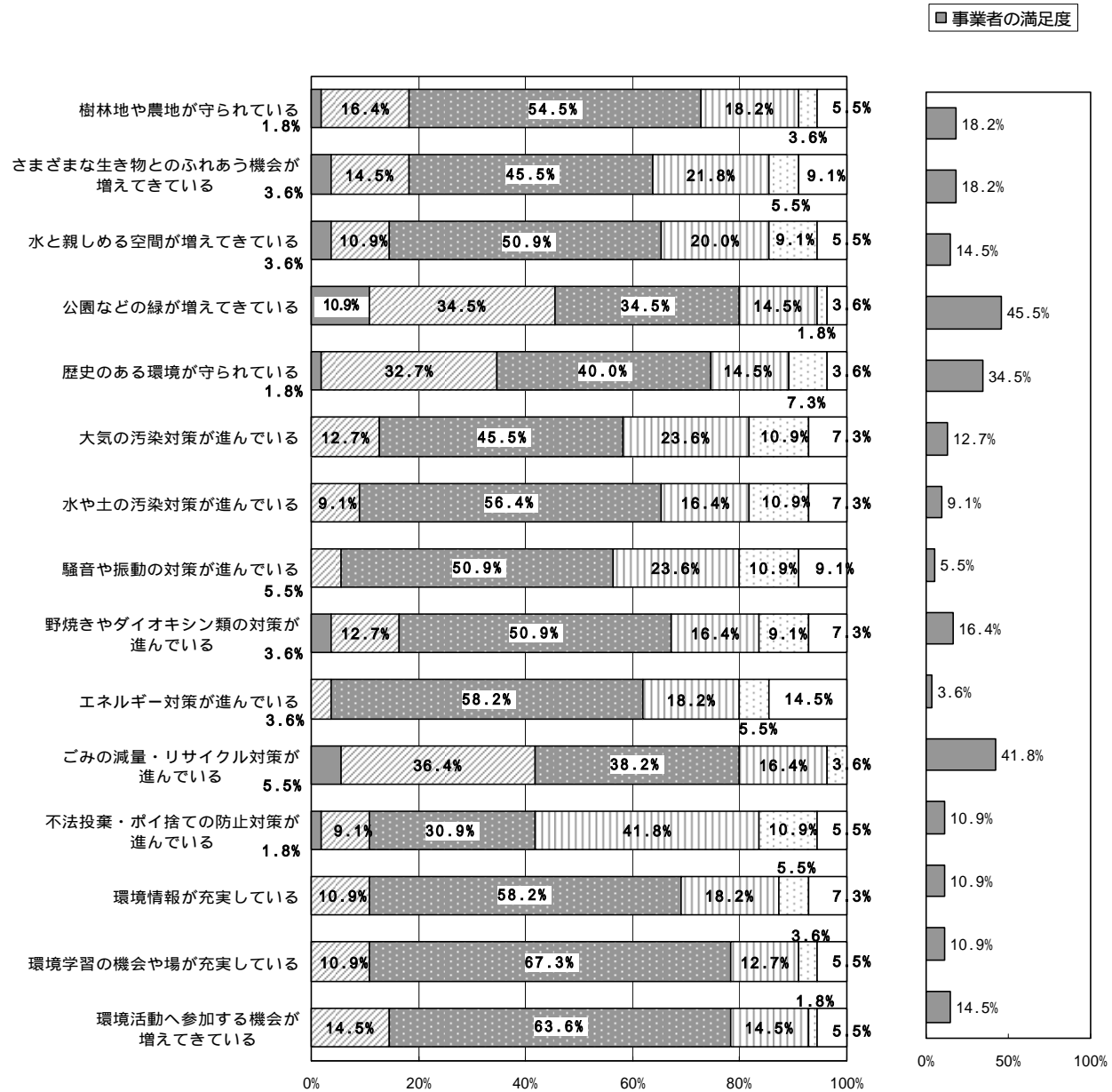
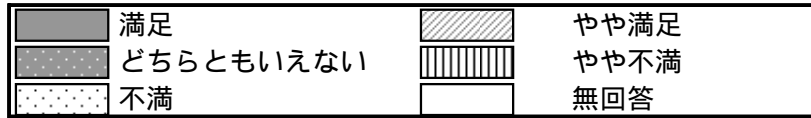
問2 貴事業所は、「印西市環境行動指針（事業者編）」をご存知ですか。



問2 - 1 「印西市環境行動指針」をご存知の方に質問します。活用状況はいかがですか。

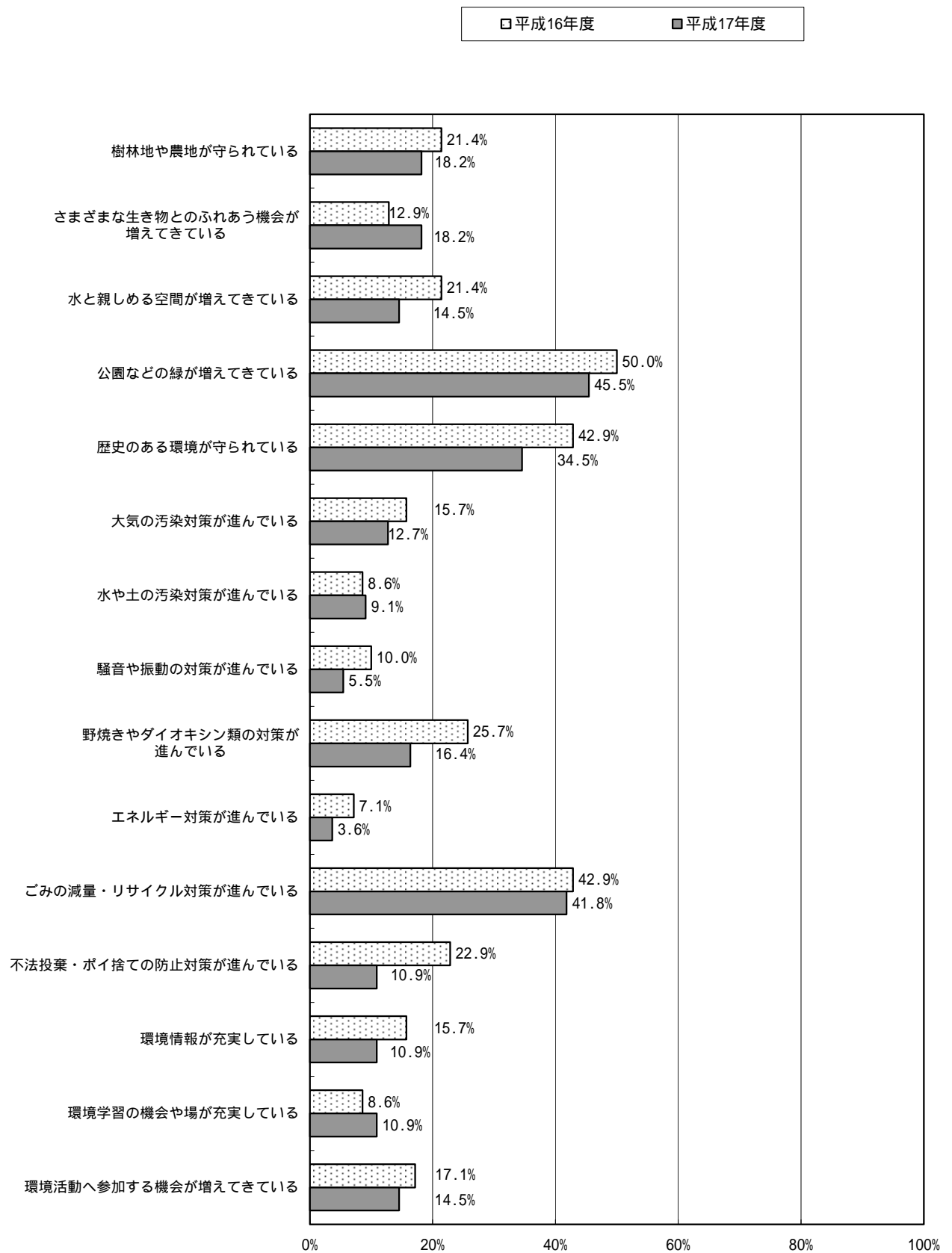


問3 貴事業所は、市の「環境に関する行政施策の推進」について、どのくらい満足していますか。

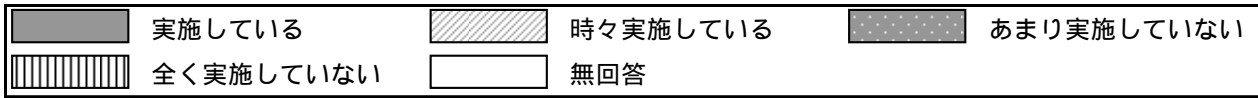


備考) 満足度：(「満足」、「やや満足」の回答数) / (総数) より算出している。

【満足度の比較（平成16年度と平成17年度）】

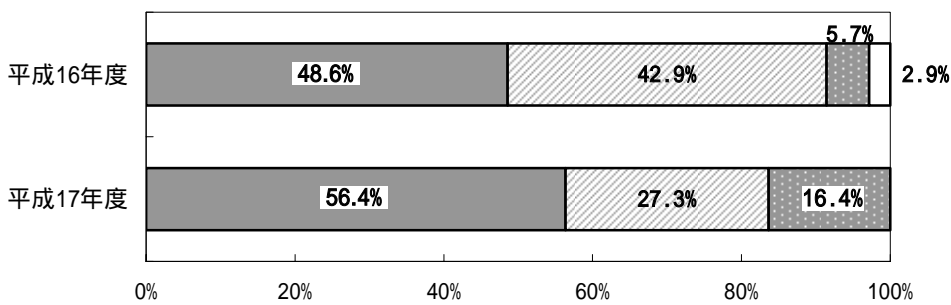


問4 環境の行動について、貴事業所は、ふだん以下のようなことを行っていますか。
 (平成16年度と平成17年度の実施状況の比較)



(1) ごみ問題について

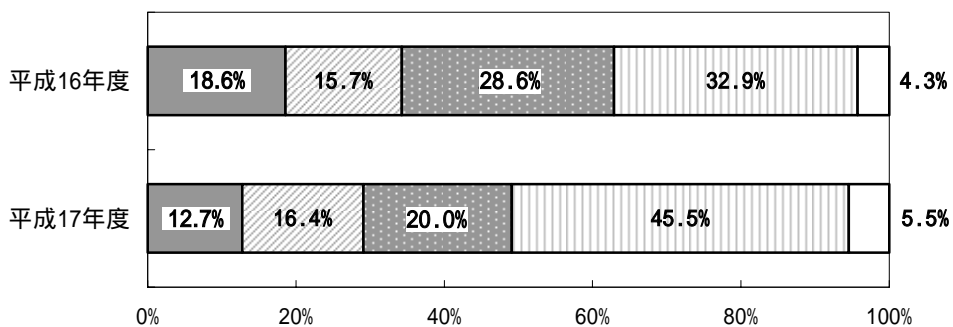
ア ものを大切にして、ごみの排出を減らす

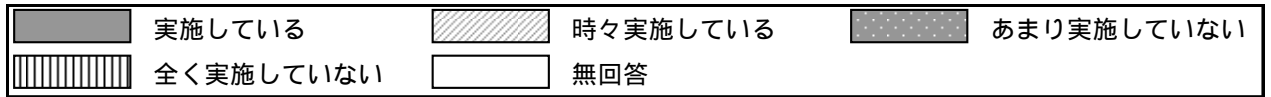


イ ごみや資源の分別排出を徹底し、リサイクルに努める



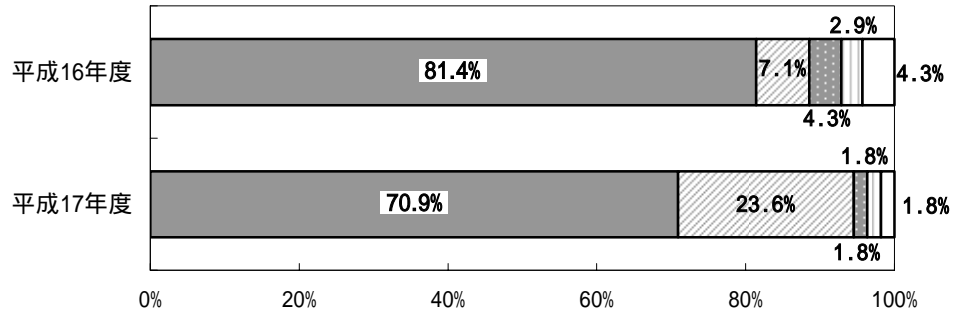
ウ 生ごみの堆肥化を進める



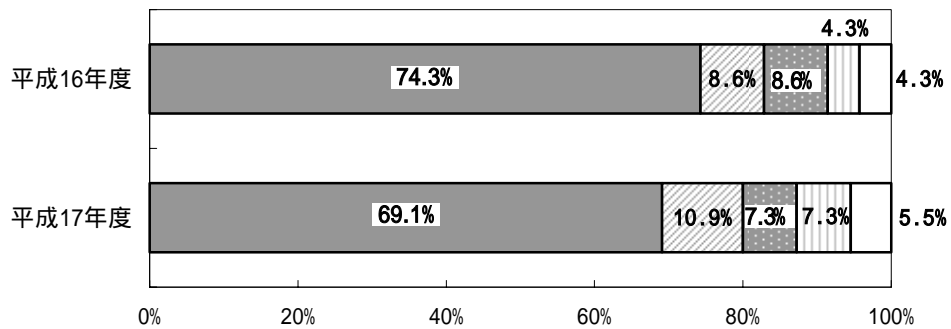


(2) 産業廃棄物の適正処理について

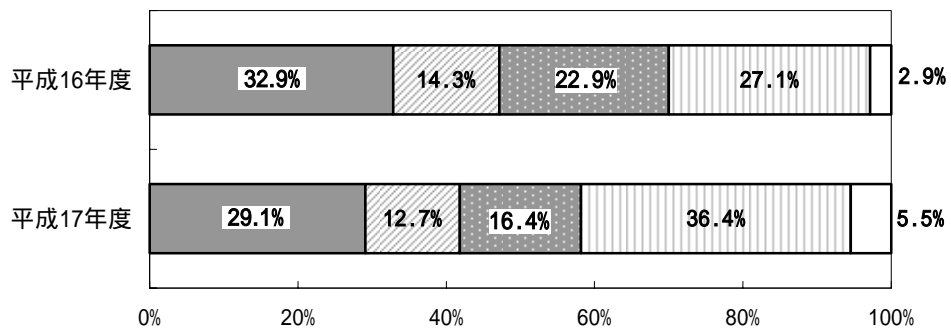
ア 産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理する

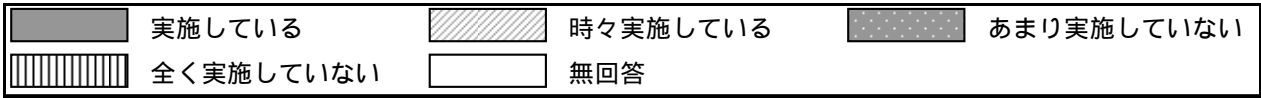


イ 所有地を適正に管理し、不法投棄を防止する



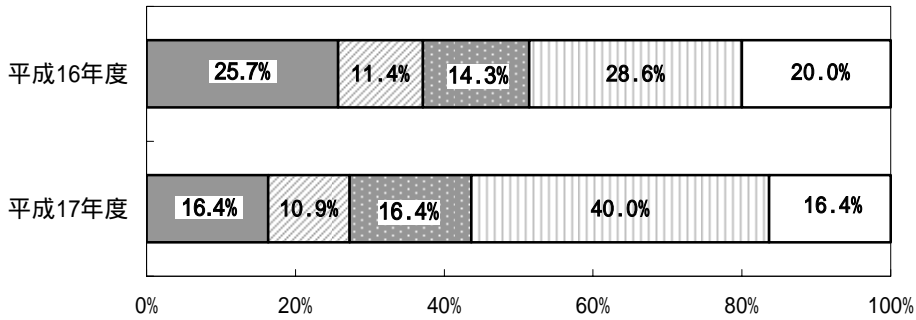
ウ 「クリーン伊西推進運動」などの環境美化活動に参加する



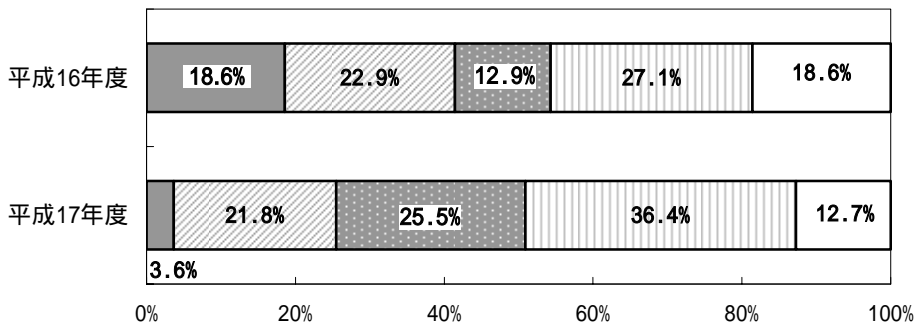


(3) 環境にやさしい農業について

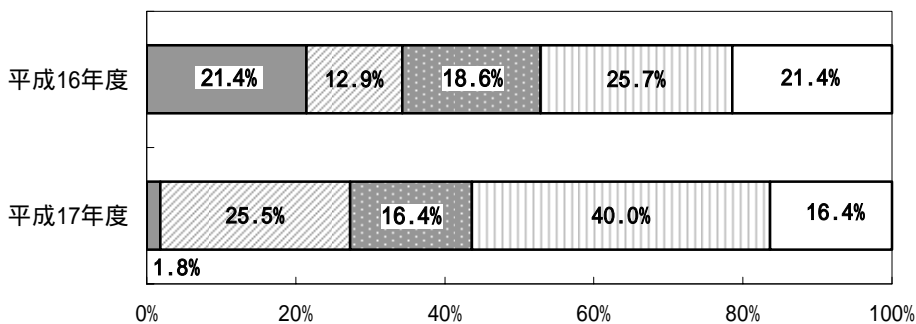
ア 農地の保全に努める

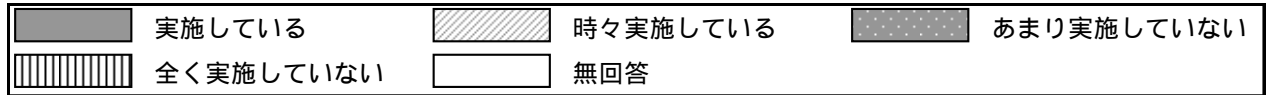


イ 地元の農産物を積極的にPRする



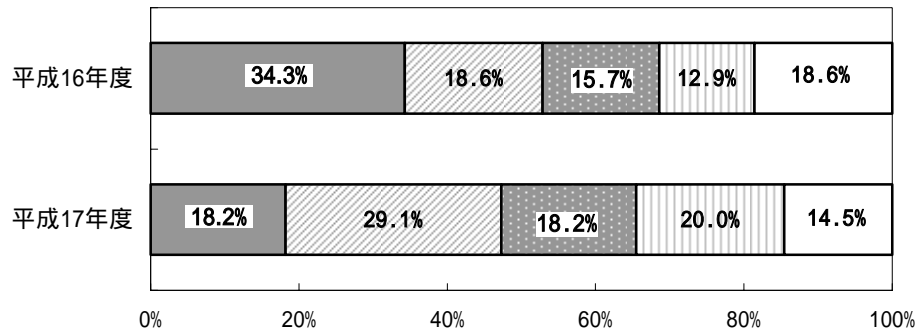
ウ 堆肥の有効利用などを行い、農薬や化学肥料の使用を減らす



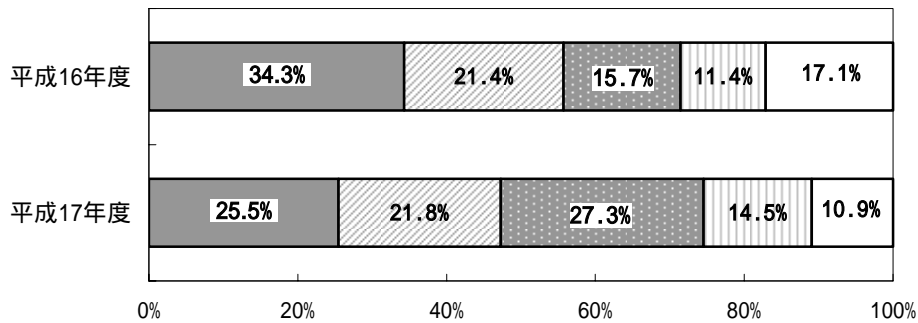


(4) 里山やみどり豊かな自然について

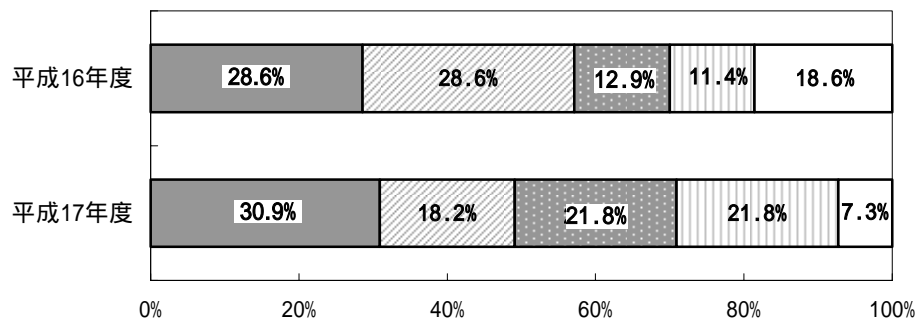
ア 開発行為を行う際は、自然環境や生態系に配慮する

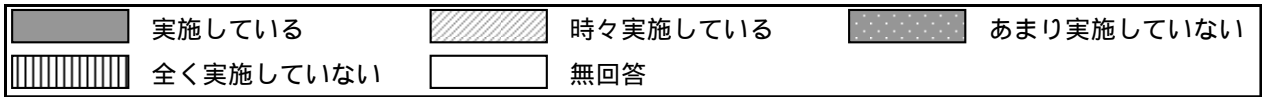


イ 生き物が生育・生息できる緑を育てる



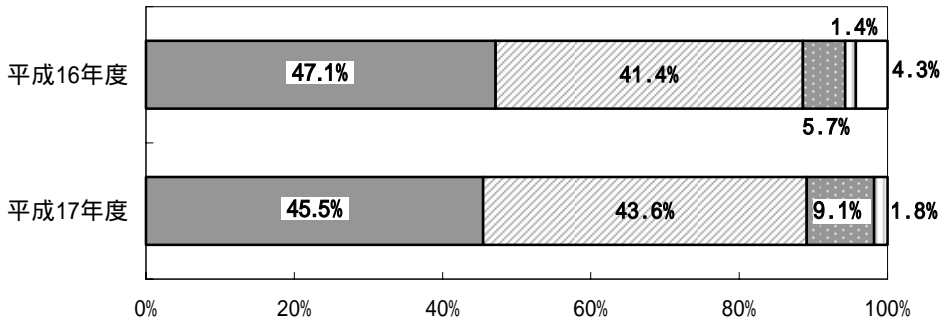
ウ 保有する樹木、樹林地を適正に管理する



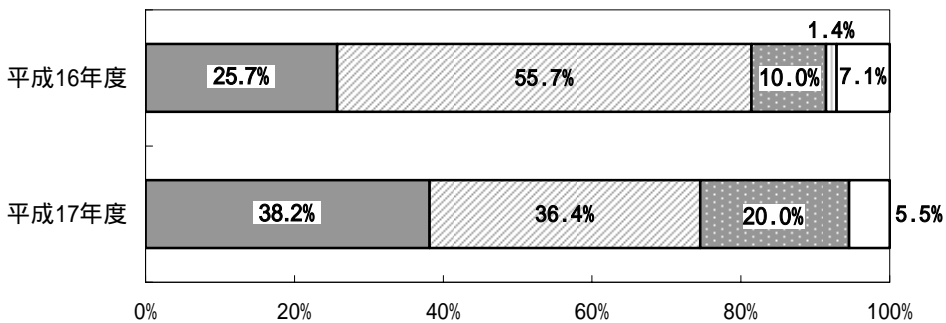


(5) 省資源・省エネルギーについて

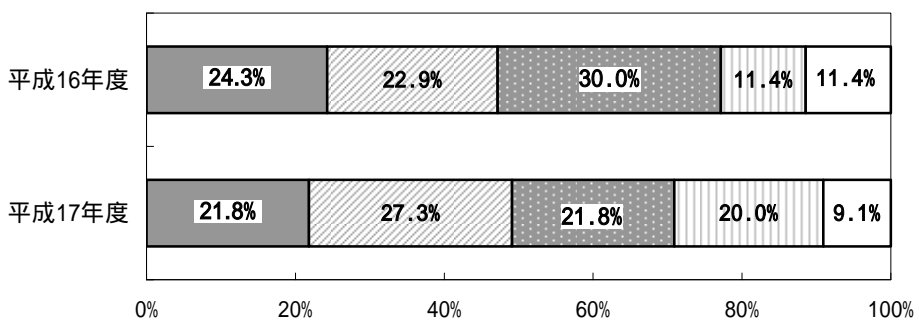
ア エネルギーを大切にし、省エネルギーに努める

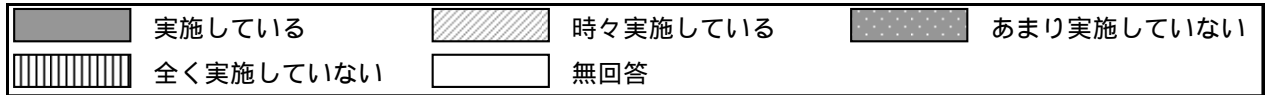


イ 環境に配慮した製品やリサイクル製品を購入・使用する



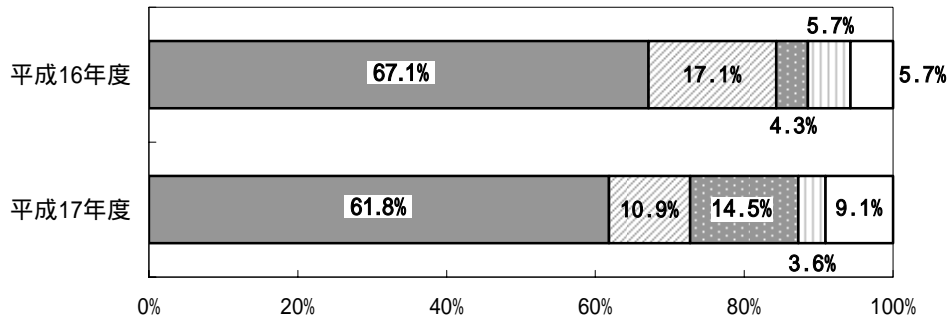
ウ 省エネルギーに配慮した建物づくりを取り入れる



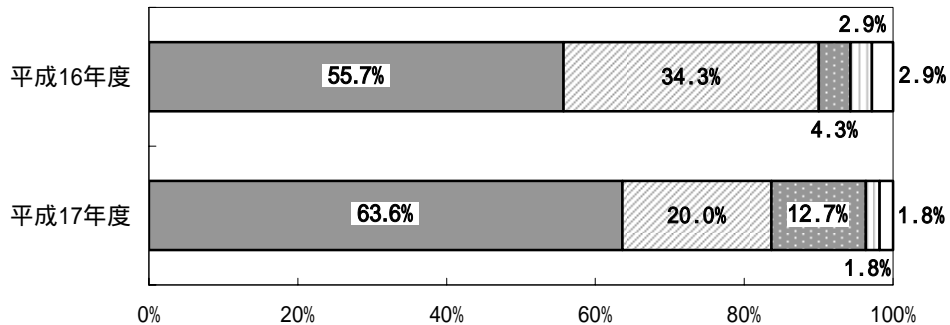


(6) 水の循環について

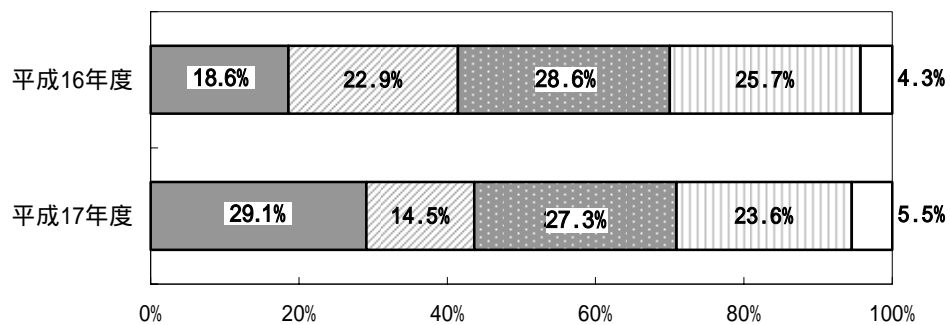
ア 事業所排水を適正に処理する

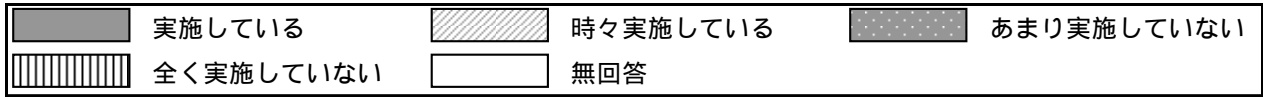


イ 節水の工夫をし、水を大切に使うように心がける



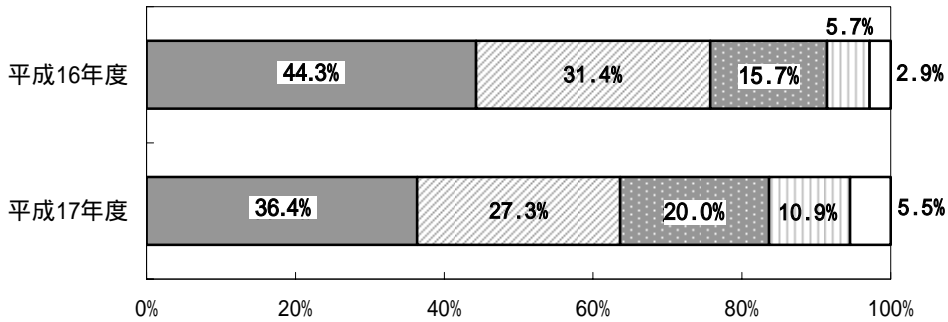
ウ 雨水の利用を進めるとともに、地下水の適正な利用に努める



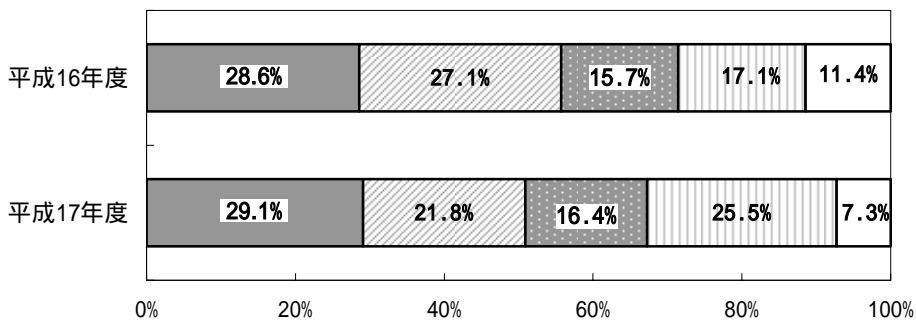


(7) 大気汚染や騒音の発生について

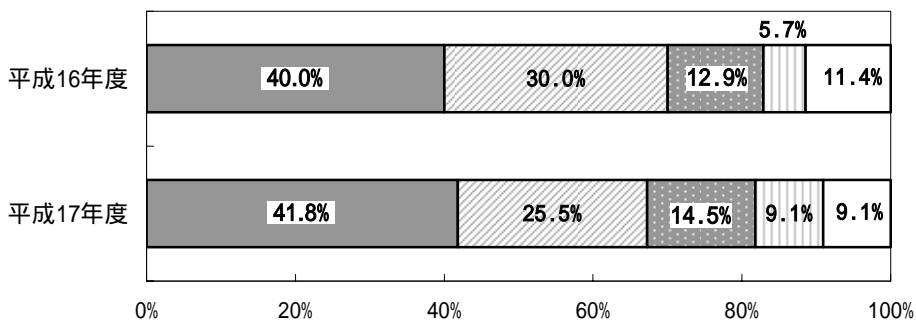
ア 環境にやさしい運転（エコドライブ）を心がける

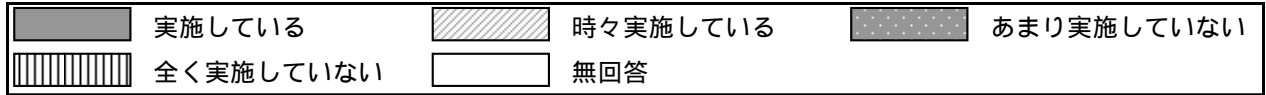


イ ばい煙発生施設のてきせいな維持管理を行う



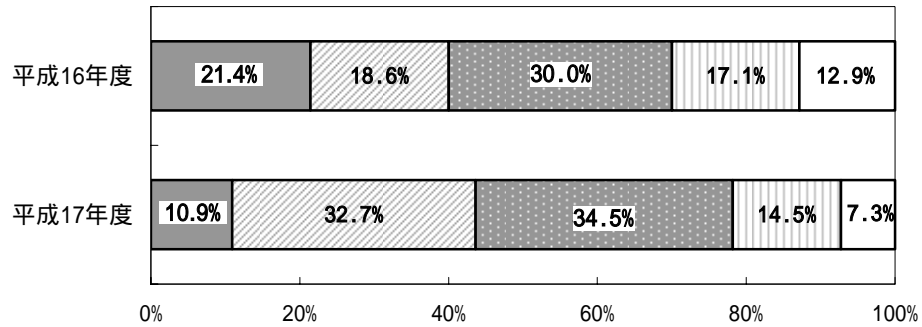
ウ 騒音や振動などの公害の発生防止に努める



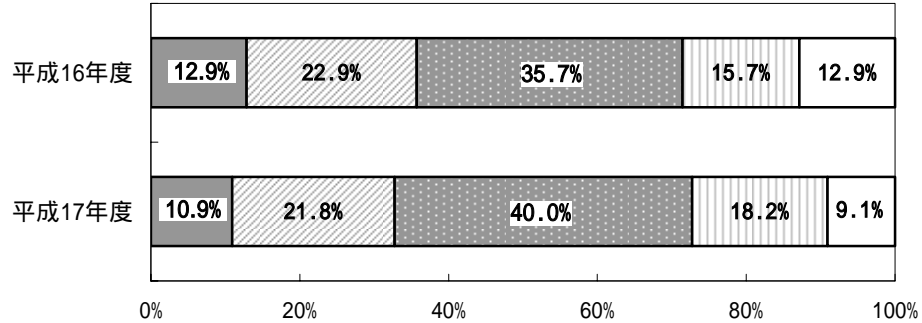


(8) 地域における環境活動について

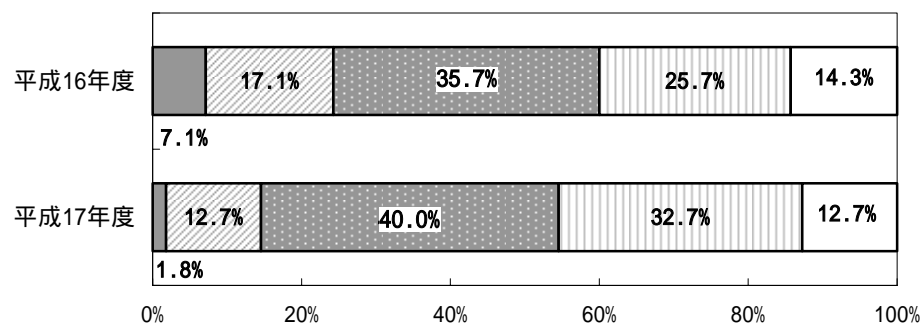
ア 環境教育、環境学習を進め、環境への関心を努める



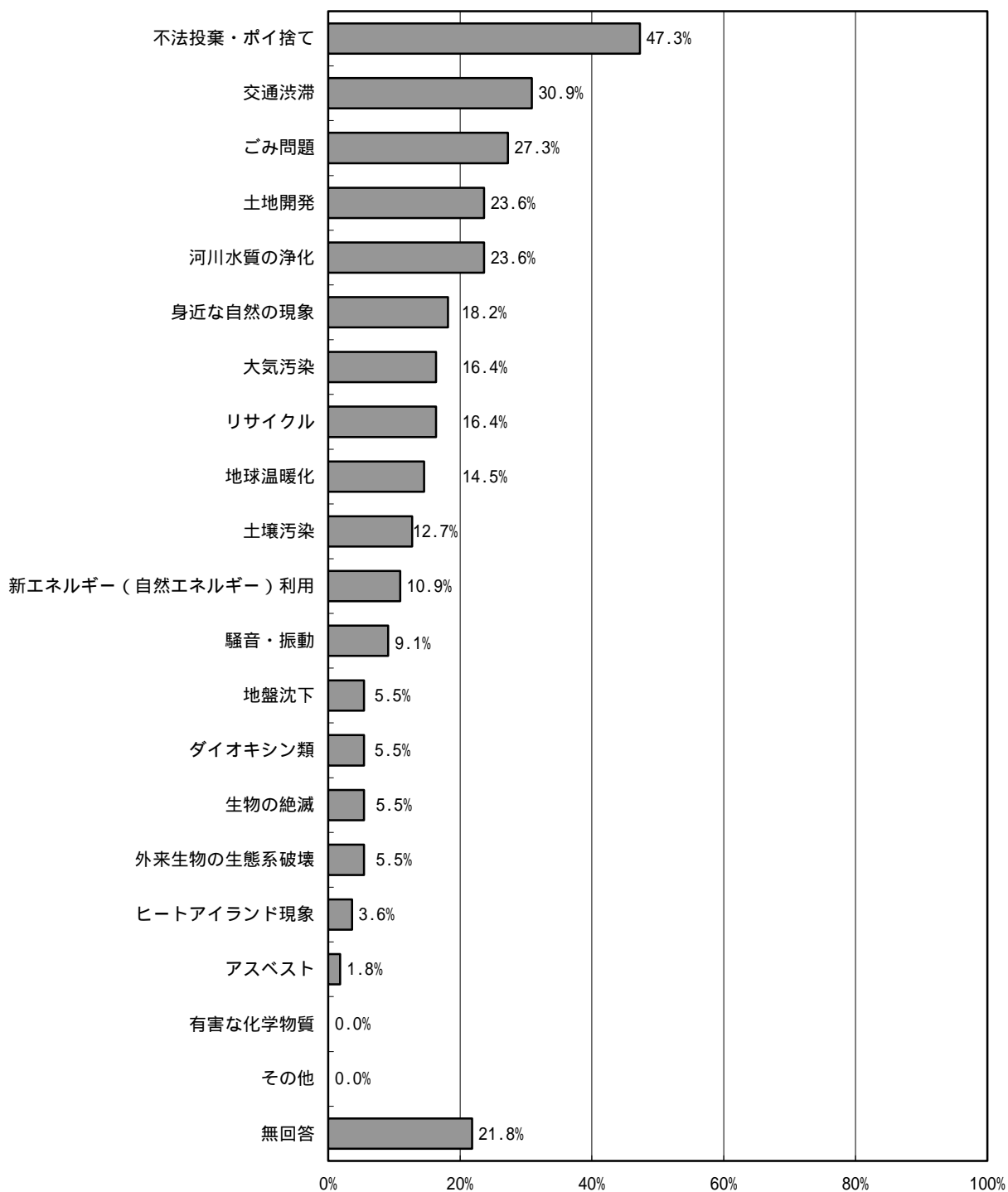
イ 環境活動への参加と情報提供に努める



ウ 環境マネジメントシステムを構築する

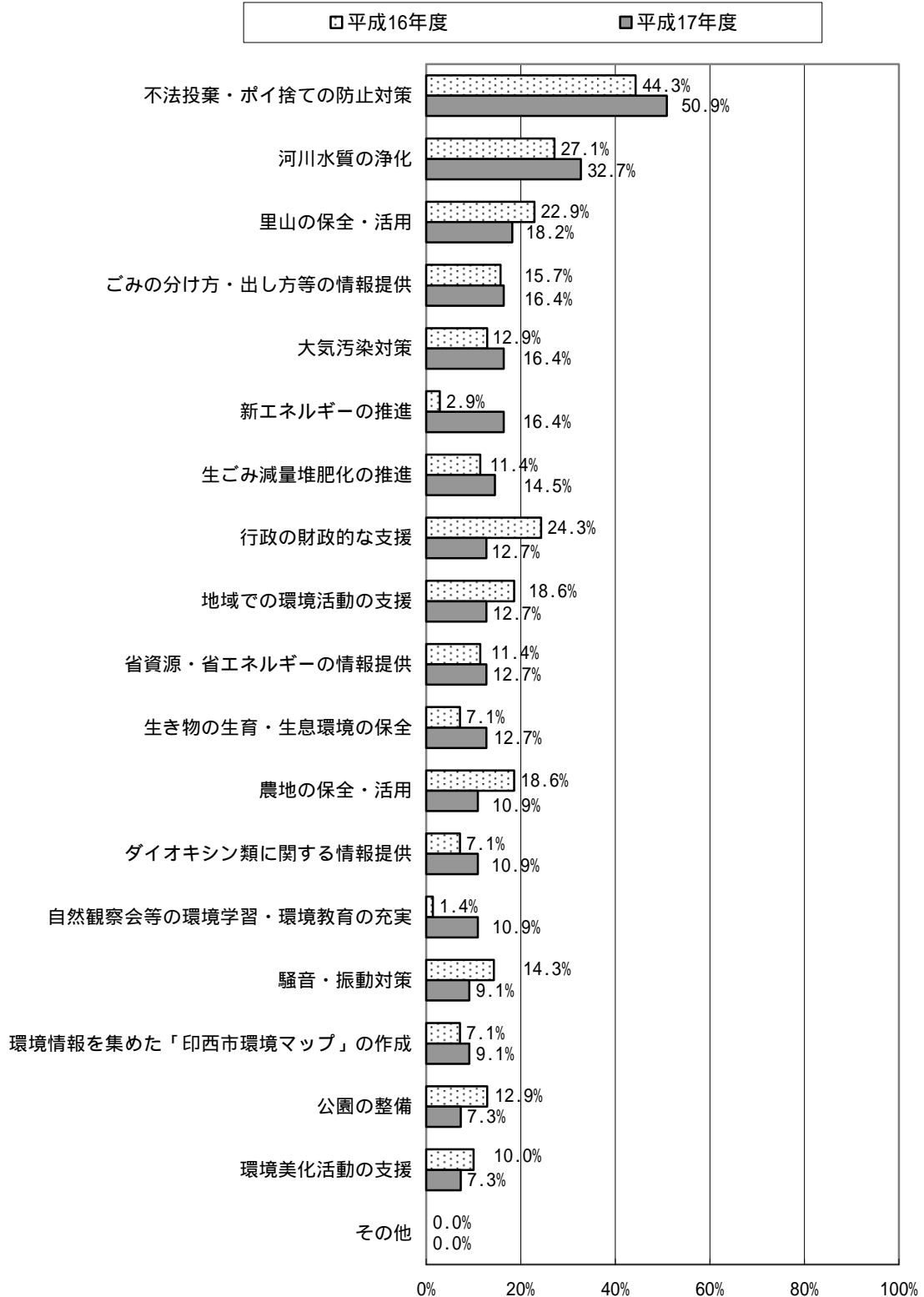


問5 市内における最近の主な環境課題は何だと思えますか。(複数回答あり=3つまで)

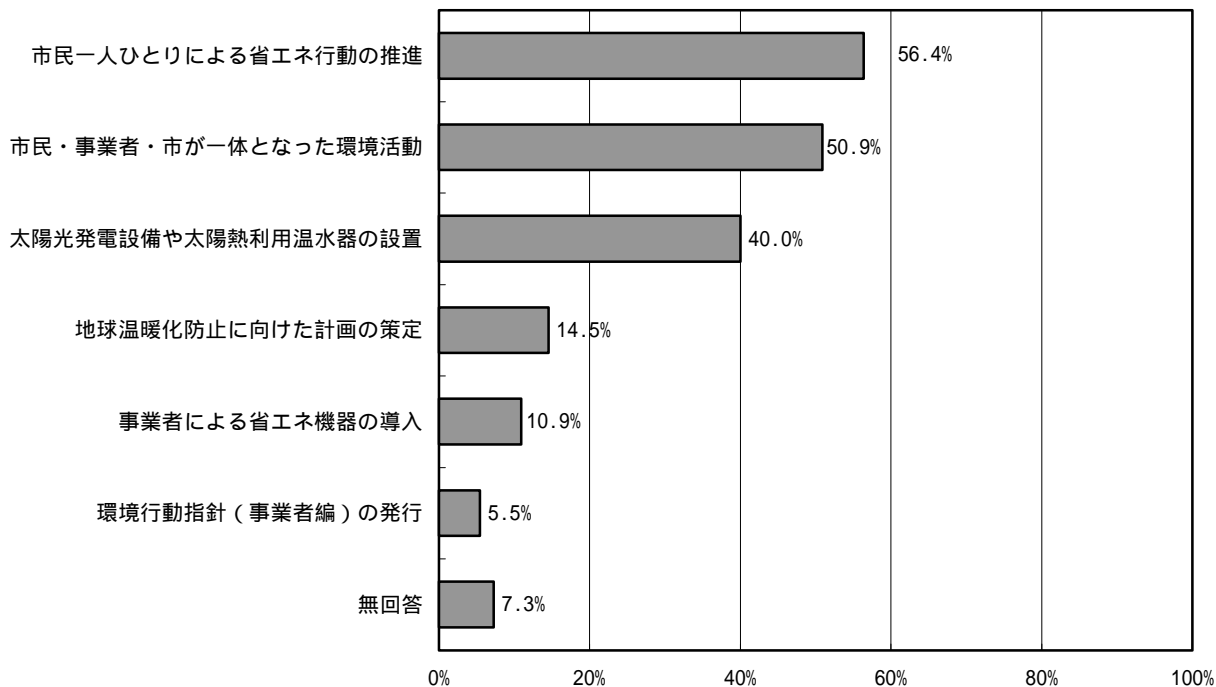


問6 貴事業所は、市が重点的に取り組んでいくべき環境施策について、優先的にやってほしいと思われるのはどれですか。(複数回答あり = 3つまで)

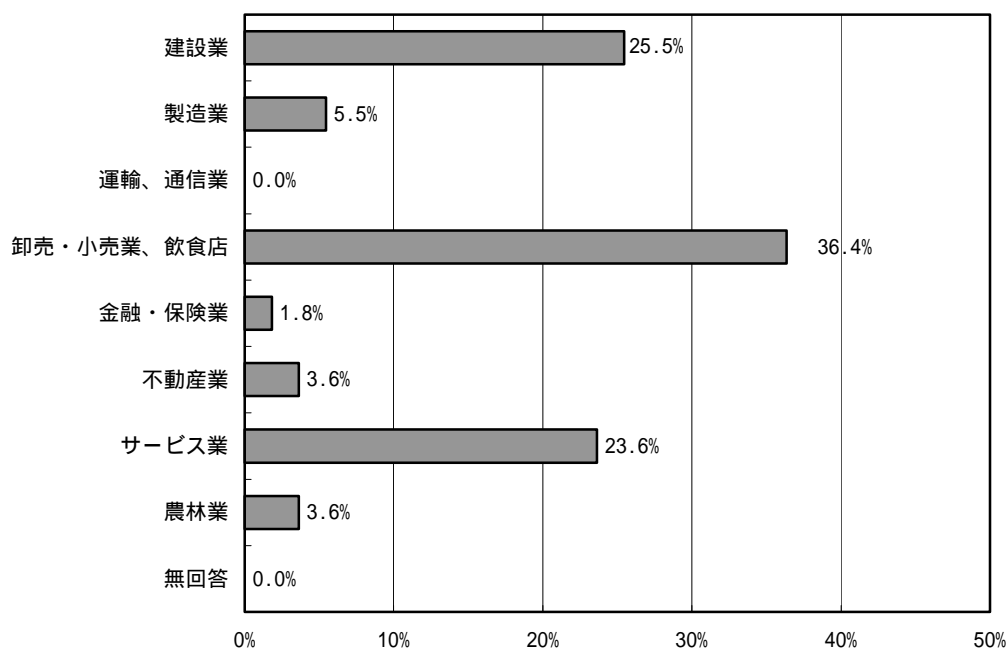
(平成16年度と平成17年度の優先的にやってほしい施策の比較)



問7 京都議定書が発効したことで日本は二酸化炭素などの温室効果ガスを6%削減することが義務付けられましたが、今後、私たちはどのような取り組みを実施していく必要があると考えますか。
(複数回答あり = 2つまで)

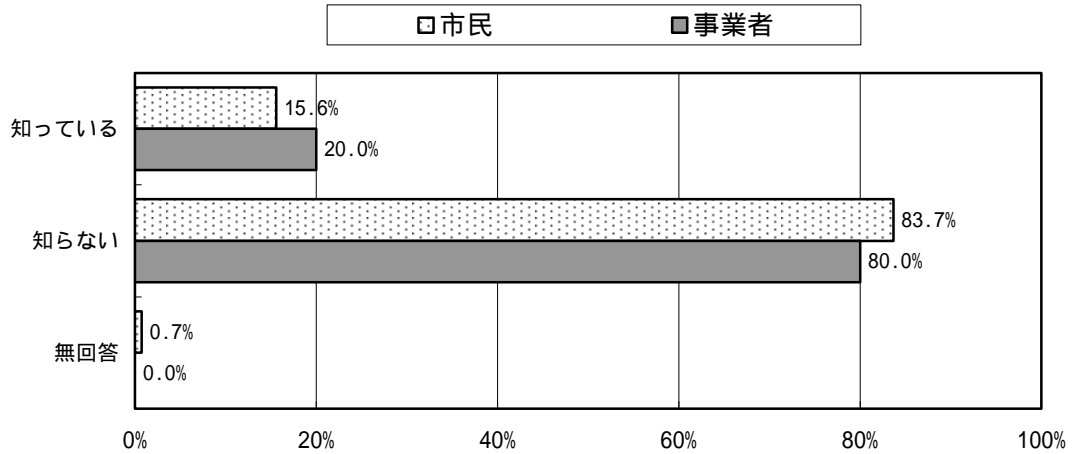


問8 貴事業所の業種は？

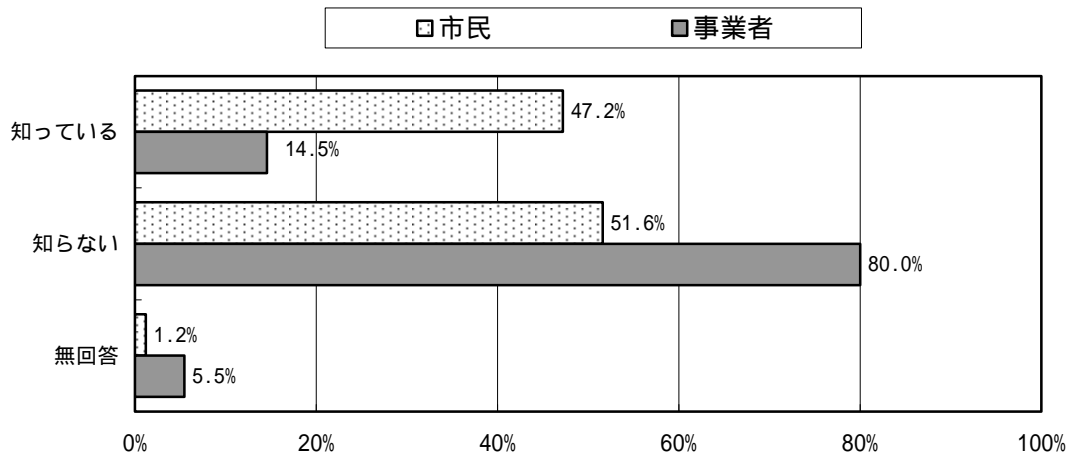


環境に関する意識調査 市民と事業者の比較

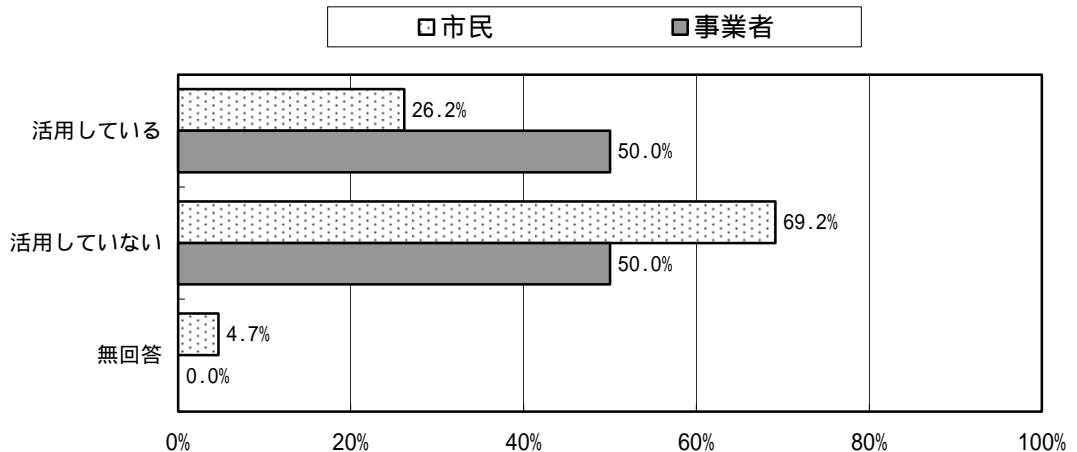
問1 あなたは、「印西市環境基本計画」をご存知ですか。
(市民編問1と事業者編問1とのクロス集計)



問2 あなたは、「印西市環境行動指針」をご存知ですか。
(市民編問2と事業者編問2とのクロス集計)

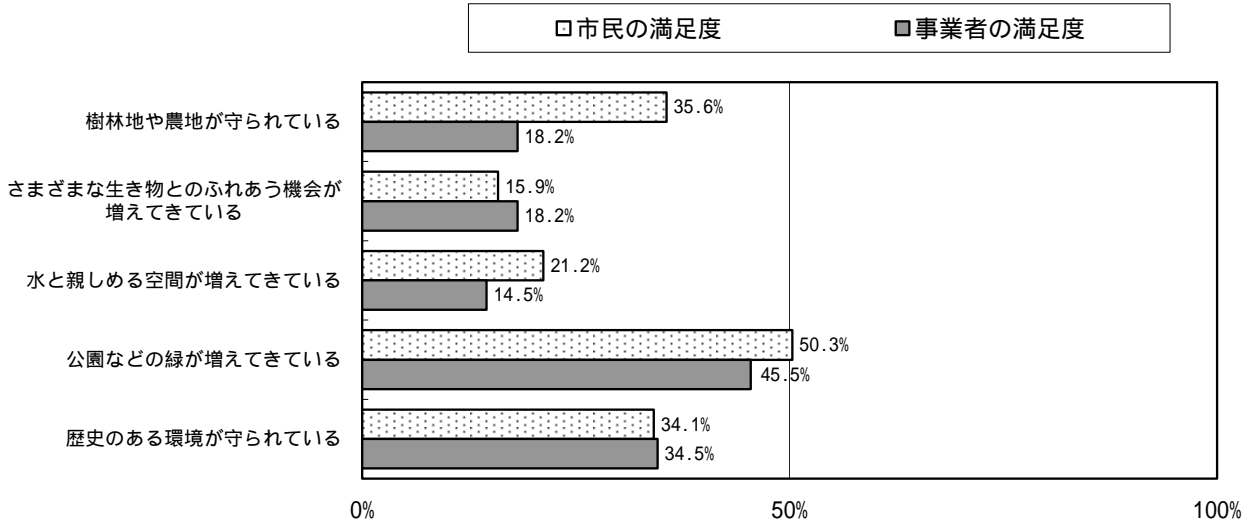


問2-1 「印西市環境行動指針」をご存知の方に質問します。活用状況はいかがですか。
(市民編問2-1と事業者編問2-1とのクロス集計)

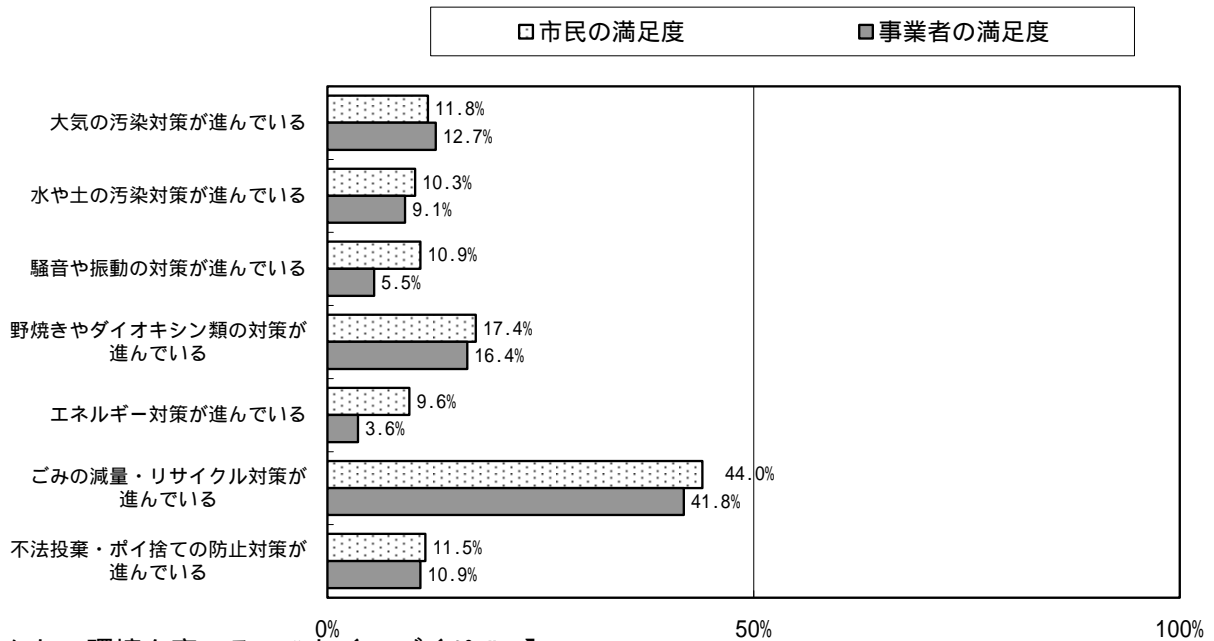


問3 あなたは、市の「環境に関する行政施策の推進」について、どのくらい満足していますか。
 (市民編問3と事業者編問3との満足度に対するクロス集計)

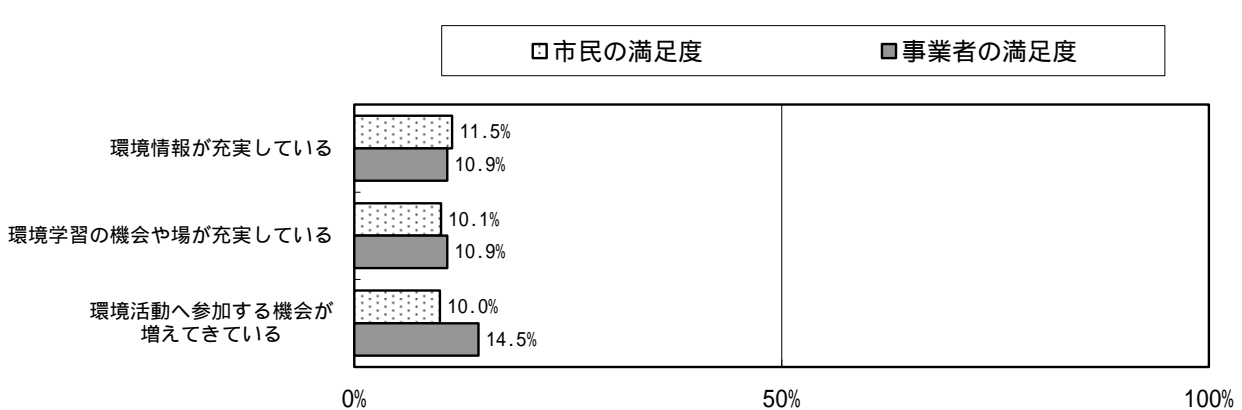
【自然を身近に感じられる “まちづくり”】



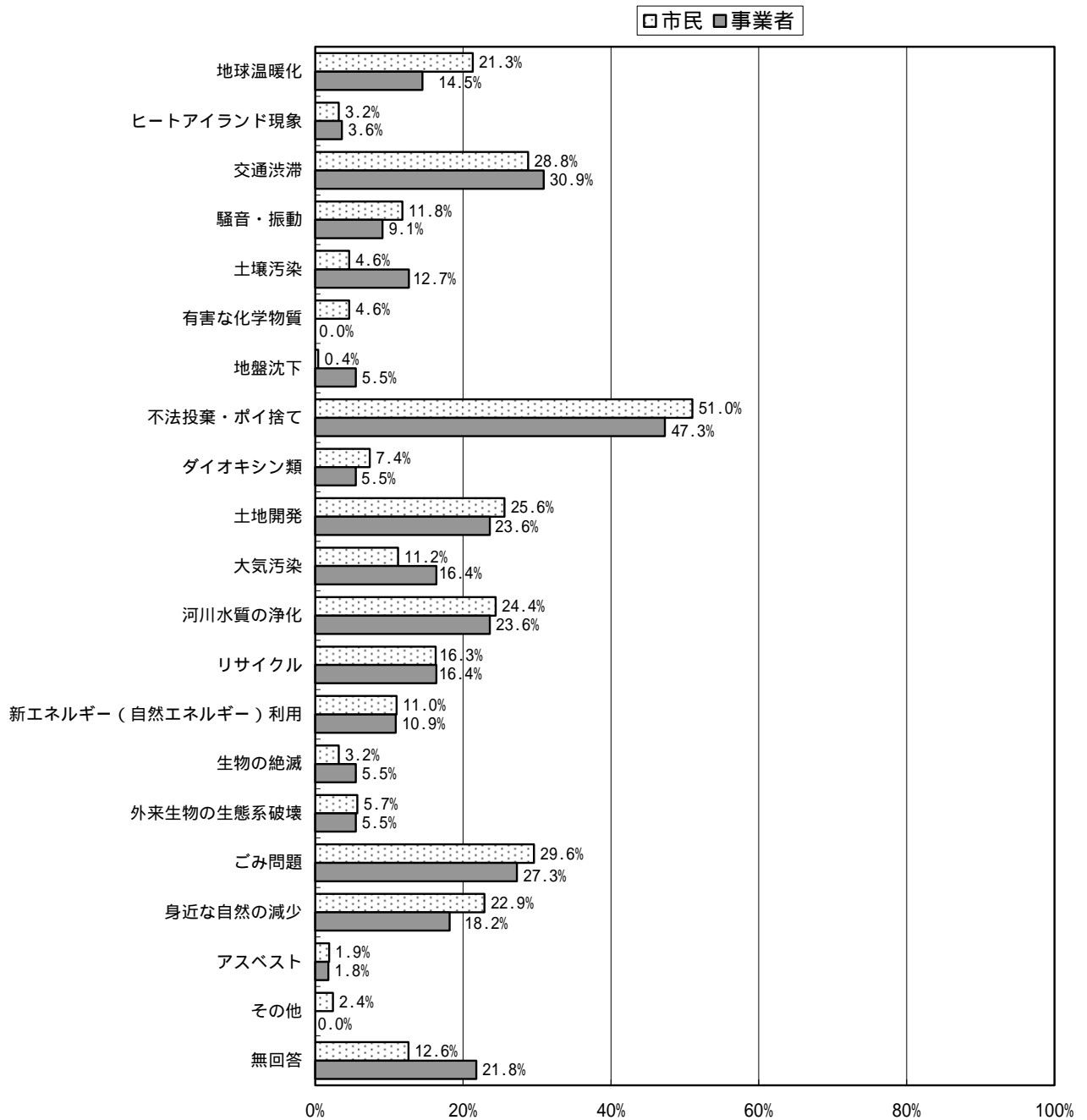
【安心して生活できる “暮らしづくり”】



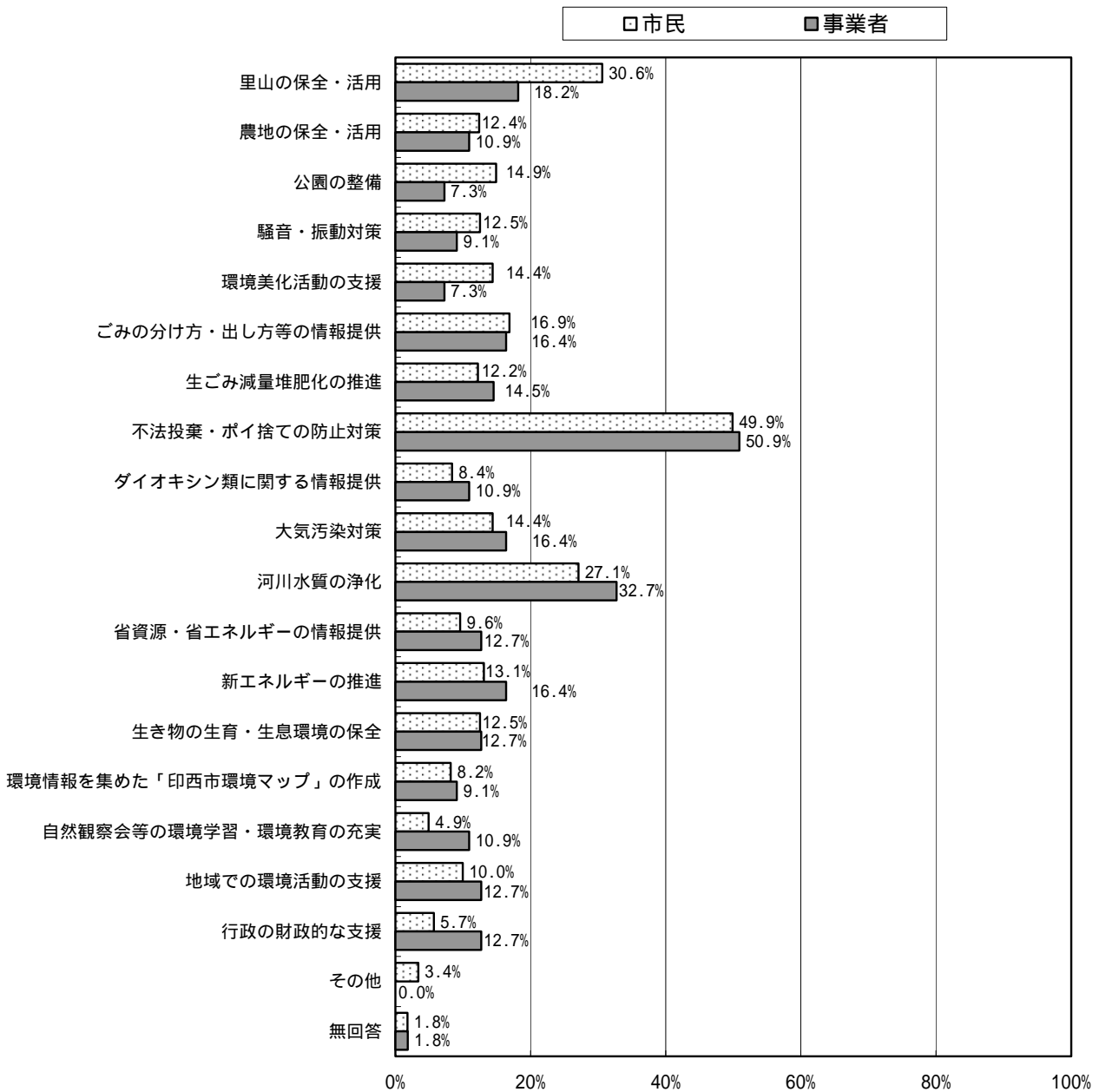
【みんなで環境を育てる “しくみづくり”】



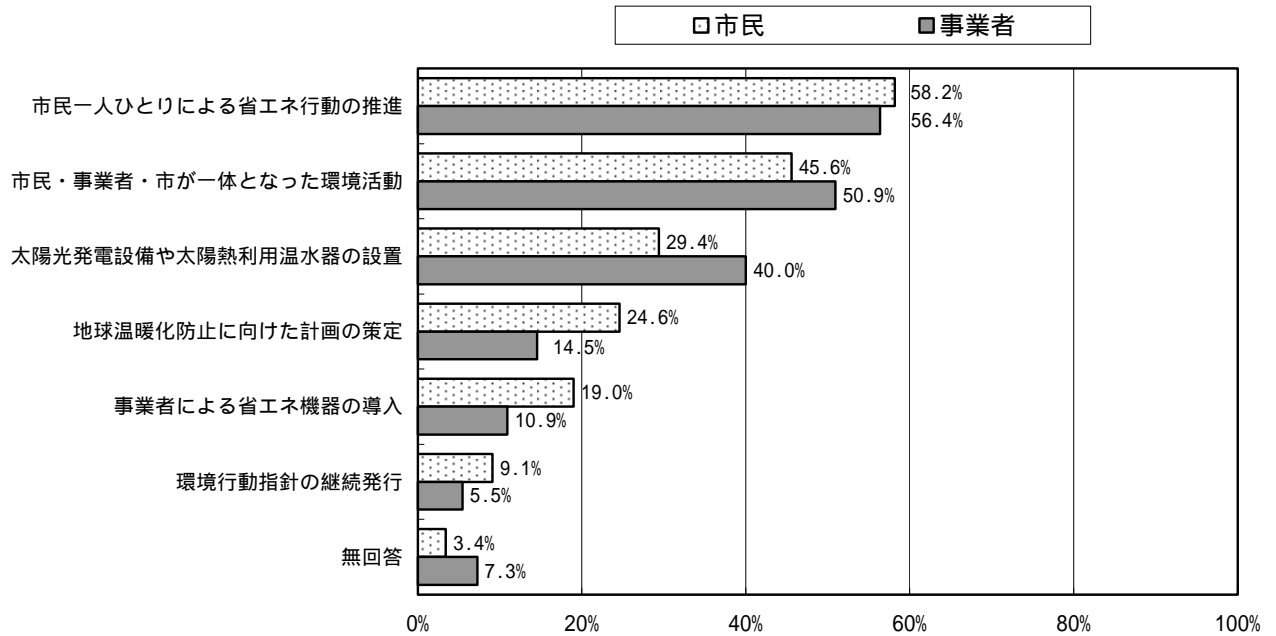
問5 市内における最近の主な環境課題は何だと思えますか。(複数回答あり=3つまで)
(市民編問5と事業者編問5とのクロス集計)



問6 あなたは、市が重点的に取り組んでいくべき環境施策について、優先的にやってほしいと思われるのはどれですか。(複数回答あり=3つまで)(市民編問6と事業者編問6とのクロス集計)



問7 京都議定書が発効したことで日本は二酸化炭素などの温室効果ガスを6%削減することが義務付けられましたが、今後、私たちはどのような取り組みを実施していく必要があると考えますか。
(複数回答あり=2つまで)(市民編問7と事業者編問7とのクロス集計)



3 温室効果ガス排出量の算出方法

活動の種類ごとの温室効果ガスの算定式

二酸化炭素

(燃料の使用に伴う排出量) = (燃料使用量) × (排出係数)

(他人から供給された電気の使用に伴う排出量) = (電気使用量) × (排出係数)

メタン

(自動車の走行に伴う排出量) = (自動車ごとの総走行距離) × (自動車の種類ごとの排出係数)

(下水処理に伴う排出量) = (下水処理量) × (排出係数)

一酸化二窒素

(自動車の走行に伴う排出量) = (自動車ごとの総走行距離) × (自動車の種類ごとの排出係数)

排出係数

燃料及び他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数

活動区分		活動量の単位	固有単位排出係数 (kg-CO ₂ /活動量単位)
燃料の使用	ガソリン	l	2.31
	灯油	l	2.51
	軽油	l	2.64
	A重油	l	2.77
	液化石油ガス(LPG)	m ³	6.04
	都市ガス	m ³	2.11
他人から供給された電気の使用	一般電気事業者	kWh	0.378

備考1) 「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成18年4月1日に施行され、電気の排出係数が「0.555」へ変更されましたが、本環境白書は平成17年度実績をまとめたものであるため、従来どおり「0.378」を使用しています。

参考2) 平成12年9月 環境庁温室効果ガス排出量算定方法検討会 資料-排出係数の一覧より

自動車の走行に伴うメタン及び一酸化二窒素の排出係数

活動区分		活動量の単位	固有単位排出係数 (kg-CO ₂ /活動量単位)	
			メタン (kgCH ₄ /km)	一酸化二窒素 (kgN ₂ O/km)
			平成12年度	平成12年度
ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	km	0.000012	0.000029
	軽自動車	km	0.000011	0.000022
	普通貨物車	km	0.000035	0.000039
	小型貨物車	km	0.000035	0.000027
	軽貨物車	km	0.000013	0.000023
	特殊用途車	km	0.000035	0.000038
軽油	普通・小型乗用車	km	0.000021	0.000007
	普通貨物車	km	0.000014	0.000025
	小型貨物車	km	0.0000085	0.000025
	特殊用途車	km	0.000011	0.000025

参考) 平成12年9月 環境庁温室効果ガス排出量算定方法検討会 資料-排出係数の一覧より

下水処理に伴うメタンの排出係数

活動区分	活動量の 単位	固有単位排出係数 (kgCH_4/m^3)
		平成 12 年度
下水処理量	m^3	0.00088

参考) 平成 12 年 9 月 環境庁温室効果ガス排出量算定方法検討会 資料-排出係数の一覧より

温室効果ガス総排出量の算定式

各温室効果ガスの排出量) = {(活動の種類ごとの排出量)}

(活動の種類について和をとる。)

(温室効果ガスの総排出量) = {(各温室効果ガスの排出量) × (地球温暖化係数)}

(温室効果ガスの種類について和をとる。)

地球温暖化係数一覧

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	21
一酸化二窒素	310

4 環境推進会議委員からの意見・提案

「環境白書」について環境推進会議委員からご意見をいただきました。

不法投棄やポイ捨てが相変わらず多いことからパトロールを強化し、条例の制定など強制力を持って取組んでいくべきだと思います。

市が「チーム・マイナス6%」に参加していることから、市民・事業者も積極的に参加するべきだと思います。

「市民・事業者の実践状況」に市民・事業者の生の声、意見等を入れる必要があると思います。環境白書は各個別目標の進捗状況だけでなく、現在の問題点・なぜ問題解決ができないのかなどを記載する必要があると思います。

太陽熱利用温水器設置に対する補助制度は全国でもめずらしいため、市民への認知度を更に上げていく必要があると思います。

環境保全型農業を推進するために、農薬の空中散布について見直しを検討する必要があると思います。

開発の進展に伴い交通量が増加しています。騒音問題などの環境問題に的確に対応してほしいと思います。

市民一人当たりの二酸化炭素総排出量は増加傾向にあり、電気の使用割合が大きいことが要因となっていることから、使用量を減らすための工夫について検討していく必要があると思います。ecoカレンダーを活用しない方々に、どうしたら活用していただけるか検討する必要があると思います。

環境キャラクターである「エコネ」を、もっと市民に周知する必要があると思います。

市の自然が徐々に減りつつあることから、緑の基金などを始めて、緑地の確保に努めるべきだと思います。

樹林地の保全に向けて、市民・事業者が協力・連携できる仕組みづくりを早期に構築する必要があると思います。

市民・事業者の環境への意識は高まりつつありますが、これからも市民・事業者・市が協力して環境保全の取り組みを推進する必要があると思います。

5 環境審議会委員からの意見・提言

「環境白書」について環境審議会委員からご意見をいただきました。「環境白書（平成17年度版）」についていただいた意見も引続き今後の課題として捉え、平成19年度の環境施策等に活かしてまいります。

市民は環境調査結果の数値について敏感である。測定結果の数値が明らかに他より高い又は低い場合などは、その理由を記載されるよう検討されたい。

ごみの焼却などに伴い発生するダイオキシン類などの情報については、印西地区環境整備事業組合と連携し、情報提供に努められたい。

ごみの構成値について、積み上げ棒グラフや円グラフを採用し、分かりやすく記載し、公表に努められたい。

高齢者や小・中学生でも見やすい、ビジュアルに配慮した環境白書の作成に努められたい。

県や他自治体の白書を参考にするなど、より良い白書の作成に努められたい。

「環境白書」の概要版作成に努められたい。

国や県とも連携し、印西市環境白書のアピールに努められたい。

6 用語解説

五音	用語	内容
あ 行	アイドリングストップ (掲載ページ：P23)	大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁(現環境省)が平成8年から開始した運動で、必要以上の暖機運転をしない、運転者が自動車から離れている間や荷物の積み卸しの間など、不要と考えられる場合には自動車のアイドリングを止めるなどがあげられる。
	悪臭 (掲載ページ：P23)	誰からも嫌われる悪い臭いのこと。主として不快感などの感覚的影響が中心であり生活環境に影響を及ぼすものとして、「環境基本法」(平5法91)に基づいて典型7公害の一つに指定され、「悪臭防止法」(昭46法91)に基づき規制が行われている。
	亜硝酸性窒素 (掲載ページ：P6)	肥料や家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、人に与える影響としては、嘔吐、チアノーゼ、虚脱昏睡、血圧低下、脈拍増加、頭痛、視力障害等が見られる。
	アスベスト (掲載ページ：P32)	天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、石綿(いしわた、せきめん)ともいう。断熱性などに優れた材料として建築物等に使用されてきたが、作業時に飛散し人が吸入することにより健康被害が生じるおそれがあることから、現在は、原則として製造等が禁止されているほか、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。
	一般環境大気測定局 (掲載ページ：P22)	大気の汚染の状況を常時監視するため設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置されたもの。
	印西市環境基本計画 (掲載ページ：P1)	印西市の環境の保全・創出に関する取組み等を掲げた計画。
	印西市環境行動指針 (掲載ページ：P2)	環境基本計画を推進していくために、日常生活や事業活動において、環境保全等に関して積極的な行動を起こす手がかりとして利用していただくための行動指針。市内全域に配布している。
	印西市ごみ減量計画 (平成14年1月策定) (平成17年度年度別目標推計見直しの実施) (掲載ページ：P38)	平成22年度を目標年次とするごみの減量化・資源化についての数値目標と行動指針を「印西市ごみ減量計画」にまとめた。平成14年度から発生・排出抑制、資源化・再使用化のための諸施策を実施していく。 「印西市ごみ減量計画」は、資源循環型社会の構築をめざして、今後の市におけるごみ対策のあり方について、基本的・具体的な方針として策定し、ごみの減量化・再資源化に取り組むものとしている。
	雨水浸透施設 (掲載ページ：P27)	地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくする設備のこと。屋根で集めた雨水を地中に浸透させる雨水浸透ます、駐車場や道路などに降った雨水を地中に浸透させる雨水浸透舗装などがある。

五音	用語	内容
あ 行	エコマーク商品 (掲載ページ: P60)	環境庁(現環境省)の指導のもとに、(財)日本環境協会が認定する「環境保全に役立つ商品」「環境の汚染が少ない商品」または「環境が改善される商品」に付けられるマークで、平成元年2月にスタートした。エコマークには「みどりをまもる」「水をきれいに」などその製品にどのような効果があるのかがマークの下段に表示されている。
	温室効果ガス (掲載ページ: P3)	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。京都議定書では、CO ₂ (二酸化炭素)、CH ₄ (メタン)、N ₂ O(一酸化二窒素)、HFCs(ハイドロフルオロカーボン)、PFCs(パーフルオロカーボン)、SF ₆ (六フッ化硫黄)の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
か 行	合併処理浄化槽 (掲載ページ: P6)	し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽にくらべると、河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。
	環境基準 (掲載ページ: P4)	環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である。
	環境教育・環境学習 (掲載ページ: P46)	環境教育とは、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、家庭、地域などのさまざまな場において、環境に配慮した生活や行動を行える人々を育てることをいう。自主的な環境学習とともに、生涯学習として展開されることが必要である。
	環境フェスタ (掲載ページ: P46)	年1回、市・環境保全を担う市民団体が共に「いんざい環境フェスタ」を実施し、日常活動で実施している事業の成果、または宣伝を行い、市民への環境意識を高揚させるために実施している。生ごみ処理、マイバッグ推進運動、再生原料を使用した商品の販売、環境に関するクイズ大会などを実施している。
	環境木 (掲載ページ: P18)	大気浄化能力の高い樹木や、大気汚染や酸性土壌に弱い木で環境監視に役立つ木のこと。
	環境リーダー (掲載ページ: P49)	地域の環境保全の活動を率先して行ってくれる人のこと。
	木下街道膝栗毛 (掲載ページ: P20)	毎年秋に故郷いんざいの歴史・自然を楽しみながら学ぼうと、江戸と木下河岸を結ぶ木下街道に点在する文化財を、当時の旅装束の案内人らと巡り歩こうという文化財の保護意識を向上させる活動。
	協働 (掲載ページ: P35)	市の長期総合計画における協働の趣旨を踏まえ、同じ目的のために各主体が役割を分担して協力すること。

五音	用語	内容
か 行	京都議定書 (掲載ページ: P35)	1997年12月、地球温暖化防止京都会議において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。2005年2月には、京都議定書が発効し、我が国においては、2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年と比較し、6%削減することが義務づけられている。
	クリーン印西推進運動 (掲載ページ: P43)	市では、毎月第1月曜日を「クリーン印西推進デー」として市民・事業所に参加いただき、ごみの散乱防止・散乱空き缶等の清掃を目的とした「クリーン印西推進運動」を市内一斉に実施している。平成16年度は145団体、のべ3万6千人に協力いただいた。
	グリーン購入 (掲載ページ: P3)	グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。 グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。
	光化学オキシダント (光化学スモッグ) (掲載ページ: P22)	太陽光線(紫外線)によって複雑な光学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の集合体で、その影響は眼や気道の粘膜刺激などの健康被害や植物の葉の組織破壊など広範囲に渡る。
	こどもエコクラブ (掲載ページ: P8)	環境庁(現環境省)が平成7年度から開始した事業で、子どもたちが地域の中で仲間と一緒に、地域内や地球規模の環境に関する取り組みや活動ができるよう、小・中学生を対象としたクラブを各地に設立し、その活動を支援するもの。印西市では、2団体が登録されている。
	ゴミゼロ運動 (掲載ページ: P43)	1都10県の統一美化キャンペーンとして毎年開催されている、市民各種団体の自発的な環境美化活動。印西市では毎月実施している「クリーン印西推進運動」の一環でもある運動。
さ 行	資源化率 (掲載ページ: P6)	一般廃棄物の総排出量に対する回収された資源の割合。
	自然エネルギー (掲載ページ: P37)	温室効果ガス削減に向けて、電気・石油に変わる太陽熱・風力等を有効利用できるもの。
	自動車NOx・PM法 (掲載ページ: P22)	大都市地域における窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)による大気汚染は依然として深刻な状況が続いており、自動車に起因する大気汚染問題に対しては、自動車排出ガスに対する規制(いわゆる単体規制)や低公害車の普及を進めているが、こうした大都市地域の大気環境の状況を踏まえ、大都市地域においては、自動車NOx・PM法に基づき一定の自動車に関して、よりNOxやPMの排出の少ない車を使って頂くよう「車種規制」を実施している。 また、東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県においては、PMを規制対象とし、基準に適合しないディーゼル車の都県内の運行を禁止する条例を制定し、平成15年10月から規制を実施している。

五音	用語	内容
さ 行	市民アカデミー (掲載ページ: P46)	高齢者はもとより、青年・壮年層も参加しやすい内容となるように設定された、印西市の生涯学習の中核となる講座。学習期間は3年間(基礎1年、専門2年)で、毎年4月に、中央公民館が生徒を募集している。
	社寺林 (掲載ページ: P20)	神聖な場所として大切に守られてきた寺院や神社の林のこと。多くの場合、常緑広葉樹林(照葉樹林)であり、その植生はしばしば原生林の面影を残している。ごく古い時代における人為的改変の有無は別にして、少なくとも現在からさかのぼって相当に長い年月にわたり伐採等を禁じてきたために、ほぼ原植生が保存されていると見られる場所が多い。
	硝酸性窒素 (掲載ページ: P6)	肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、人が多量に摂取した場合、酸欠状態となったり、胃の中で発ガン性の化合物を生成する。
	生産緑地地区 (掲載ページ: P11)	生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な都市環境の形成を目的として、市街化区域内の農地等のうち、災害防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園など公共施設の敷地の用に供する土地として適しているものを指定した地域地区。
	生物モニタリング調査 (掲載ページ: P2)	市民が調査員となり、市や教育機関等が連携・協力しながら、市内全域に生育・生息する生き物を経年的にモニタリング調査し、地域の自然環境や変化を把握する。調査結果は「身近な環境マップ」として取りまとめている。
た 行	ダイオキシン類 (掲載ページ: P6)	ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種であり、 ポリクロロジベンソパラジオキシン(PCDDs) ポリクロロジベンゾフラン(PCDFs) コプラナーポリクロロビフェニル(コプラ-PCB) の3物質群(単一物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称)をダイオキシン類と定義している。 分解しにくい性質を持つことから環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有する。
	地球温暖化対策の推進に関する法律 (掲載ページ: P1)	地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすことから、温室効果ガスの排出の抑制等を講ずることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に平成10年10月9日に制定された法律。
	市内エコプラン (掲載ページ: P1)	市の事務・事業の中で環境保全に関して配慮すべき具体的な事項を定め、行動していくとともに、「印西市環境基本計画」を推進・実践していくためのもの。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第8条に基づく「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」としても位置づけ、地球温暖化対策を推進していく。

五音	用語	内容
た 行	低公害車 (掲載ページ:P23)	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車のこと。 八都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市)では、自動車公害対策の一環として「八都県市低公害車指定制度」を行っている。この制度は電気自動車・天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車のみでなく、一般に市販されているガソリン車・LPG車・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物などの排出量が少なく低公害な自動車を指定し、率先して公用車に導入するとともに、一般に広く推奨するものである。
	毒性当量 (掲載ページ:P32)	ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの量に換算した量。
な 行	生ごみ処理容器等購入費補助金制度 (掲載ページ:P54)	一般家庭から排出される生ごみを堆肥化し、自家処理する場合に、容器を購入した家庭に補助金を交付し、ごみの減量化と再資源化を図っている。 生ごみ処理機:購入額の2/3に相当する額を補助(上限40,000円とする)。 生ごみ処理容器:購入額の2/3に相当する額を補助(上限3,000円とする)。
	二酸化硫黄(SO ₂) (掲載ページ:P22)	硫黄と酸素の化合物で工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり、排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に害を及ぼす他、酸性雨の原因物質である。このため環境基本法に基づき、人の健康の保護の見地から環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」(昭43法97)では、二酸化硫黄を含めた硫黄酸化物について排出基準を定め、総量規制も実施している。昭和40年以降の継続測定局における二酸化硫黄濃度の年平均値は、昭和42年度をピークとして全般的に減少を続けており、現在の環境基準達成率は、ほぼ100%に近い状況である。
	二酸化窒素(NO ₂) (掲載ページ:P6)	主として物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物(NO _x)の一種。発生源は自動車や工場、事業場などである。
は 行	ハイブリッド車 (掲載ページ:P23)	エンジンとモータの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する車。
	八都県市ディーゼル規制 (掲載ページ:P22)	首都圏では、依然として二酸化窒素(NO ₂)や浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準達成率が低い状況にあり、これらの大気汚染にディーゼル車の排気ガスが大きく影響しているとされている。東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市の八都県市では、粒子状物質(PM)を規制対象とし、基準に適合しないディーゼル車(乗用車を除く)は当該地域での運行を禁止する条例を制定し、平成15年10月から規制を実施している。

五音	用語	内容
は 行	浮遊粒子状物質 (SPM) (掲載ページ: P6)	大気中に浮遊する粒径が 10 μ m (ミクロン: 1 μ m は、1mm の 1,000 分の 1) 以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がりなどの自然現象によるものもある。
	防災調整池 (掲載ページ: P15)	雨水を一時的に貯めて水路への放流量を調節し、洪水の被害の発生を防止することを目的とする。 また、基盤整備工事が完了するまでの工事期間中は、水路への泥土の流出を防止する役割もある。
ま 行	緑の基本計画 (掲載ページ: P5)	都市緑地法に基づき、地域の状況に応じ特色を生かした都市の総合的な緑に関する事項を定めた計画。
	身近な生き物マップ (掲載ページ: P44)	生物モニタリング調査を通じて生き物の生息状況を把握し、その結果をまとめたもの。インターネット、ホームページ等で公開する予定。
や 行	屋敷林 (掲載ページ: P20)	屋敷の周囲に人為的に植栽された樹林のこと。古くからある家のまわりにケヤキやシラカシの茂る林を「屋敷林」という。類似した言葉で「生垣」「防風林」があり、農村であれ、都市であれ、家の周囲に樹木が複数植栽され樹林の様相を呈していれば、屋敷林といってもよい。屋敷林は、夏の強い日差しや冬の冷たい北風から家や住む人を守ってくれるとともに、「ヒートアイランド現象」をやわらげる効果もありますが、今は都市化などで少なくなっている。
	有価物集団回収事業 (掲載ページ: P40)	印西市では、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、平成 4 年 1 月から有価物集団回収奨励金制度を設け、市民ぐるみの運動を推進している。 この制度は、市民の環境浄化に対する意識を高め生活環境の保全と工場を目的とした、PTA・子ども会・高齢者クラブなどの市民団体による廃品回収である。また有価物(紙類、布類、ビン類、アルミ、鉄類など)回収を行った場合、その有価物の回収量に応じて奨励金を交付するものである。 回収量は、紙類、布類に関して年々増加しており、平成 12 年度に全体で 1,742.7 t に達している。また、回収団体も年々増加しており、74 団体に達した。
	湧水 (掲載ページ: P14)	地下水が台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出しているもの。
	要請限度 (掲載ページ: P7)	自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、法律により公安委員会などに措置を要請等することができる数値。 市町村長は指定地域内で測定を行った結果、自動車騒音又は振動が総理府令で定めた要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合、公安委員会に対し道路交通法による措置をとるべきことを要請し、騒音については道路管理者、関係行政機関の長に対し防止に資する事項に関し意見を述べ、振動については道路管理者に防止のための措置をとるべきことを要請できるとされている。

五音	用語	内容
ら 行	緑地保全地区 (掲載ページ:P10)	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息地となる緑地等の保全を図ることを目的とする、都市計画法第8条に規定される地域。 指定については、面積が10ha未満のものについては市長が決定し、10ha以上のものについては県知事が決定することとされています。 緑地保全地区に指定されると、様々な行為の規制が発生する。
B	BOD (掲載ページ:P6)	生物化学的酸素要求量のこと。水中の汚染物質(有機物)が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと。河川などの汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
D	dB(デシベル) (掲載ページ:P7)	騒音レベルや振動レベルの単位で、電話の発明者であるベルにちなんで名づけられた単位である。デシは1/10を意味する接頭語であり、デシベル(dB)はベル(B)の10分の1ということになる。
N	ng(ナノグラム) (掲載ページ:P7)	10億分の1g
	NO ₂ (二酸化窒素) (掲載ページ:P6)	主として物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物(NO _x)の一種。発生源は自動車や工場、事業場などである。
	NPO (掲載ページ:P10)	非営利団体、民間公共団体、非営利組織と訳されるがNGOとの明確な区分や定義はない。政府や営利企業では十分に対応できない環境や福祉などの問題について、市民が自主的に行う非営利活動団体をいう。1998年に特定非営利活動促進法(通称NPO法)が制定された。
P	PRTR制度 (環境汚染物質排出・移動登録システム制度) (掲載ページ:P32)	市民による環境情報の把握を目的に、行政が事業者からの報告に基づいて科学物質排出量や移動量のデータを収集し、公表する制度のこと。Pollutant Release and Transfer Registerの略。OECDの勧告を受けて欧米諸外国ではすでに導入され、日本では1999年の第145回通常国会で成立したが、企業秘密判断や環境省の権限の範囲などの点でアメリカやカナダに比べて後退しているとの批判がある。
	pg(ピコグラム) (掲載ページ:P7)	1兆分の1g
	ppm(ピ-ピ-ム) (掲載ページ:P7)	百万分率(100万分の1=parts per million)の略。例えば、空気1m ³ 中に1cm ³ のある気体物質が含まれている場合、この気体含有率を1ppmという。
S	SPM (浮遊粒子状物質) (掲載ページ:P6)	大気中に浮遊する粒径が10μm(ミクロン:1μmは、1mmの1,000分の1)以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がりなどの自然現象によるものもある。
T	TEQ(ティ-イー-キュー) (掲載ページ:P7)	毒性当量のこと。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号。

印西市環境白書 2006 (平成 18 年度版)

2006 年 10 月発行

発行：印西市

編集：市民經濟部 生活環境課

〒270 - 1396 千葉県印西市大森 2364-2

TEL 0476 (42) 5111

<http://www.city.inzai.chiba.jp>